

第2次

あま市男女共同参画プラン

令和7年度実施状況・令和8年度実施計画

令和8年6月
あま市

■あま市男女共同参画プランについて

1 プラン策定の趣旨

本プランは、あま市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画、DV防止、女性の活躍推進に向けた具体的な施策を総合的・体系的に実施するために策定しています。

2 プランの性格等

- ・計画期間は、令和4(2022)年度を初年度とし、令和13(2031)年度を目標年度とします。(10年計画)
- ・策定及び進行管理は、あま市男女共同参画審議会、あま市人権施策推進本部等、幅広い知見と総合的な検討体制のもとで行います。
- ・本プランの施策は、本市が主体となって関係部局相互が連絡調整を図りながら全庁で総合的に取り組むものとします。なお、関係機関・団体や企業への働きかけも取組対象とします。

3 プランの進行管理と評価

- ・1年に1回、実施状況を確認し公表します。また、市民意識調査をおおむね5年ごとに実施し、施策の効果を検証してプランを見直します。

■あま市男女共同参画プランの年次評価について

評価対象	評価項目	評価者	審議会での取り扱い
全事業	・達成度(A:8割以上、B:4～7割、C:3割以下) ・今後の方針(内容、経費)	担当課	・報告、説明
特別事業 (重点的に評価する事業)	・達成度(A:8割以上、B:4～7割、C:3割以下) ・今後の方針(継続、拡充、縮小、廃止) ・経費の実績額(算定できる範囲) ・男女共同参画の視点による配慮度 ・担当課が定める事業指標2項目	担当課 ただし事業指標については、アンケート結果等の客観的評価(アウトカム)を優先して定める。	・報告、説明 ・審議会から評価コメントをフィードバック

すべての施策の実施において男女共同参画による視点を持つために ～ジェンダー分析、ジェンダー主流化とは何か～

政策・施策のジェンダー分析とは、社会や家庭における男女の役割・立場が異なっている現状を把握し、施策が男女にどのように異なる影響を与えるか、例えば、現状の格差を拡大するか、縮小するかを分析することである。税制、社会保障制度、賃金制度等、女性の就業を始めとする個人のライフスタイルの選択に大きなかわりを持つことが指摘されている制度については、このような分析が必要とされよう。ただし、これらに限らず、様々な分野においてジェンダーに敏感な視点が有意義である。

例えば、公共施設において、小さい子供を連れ歩くことが危険であったり、不便の多いような建物や接近路の設計が行われていると、子育て中の女性にとって、そこを利用するのは肉体的・精神的な負担が大きいことが予想される。また乳幼児を座らせておく場所が男性トイレにも設置されるようになれば、父親が子供連れで行動しやすくなることが予想される。

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる社会システムの構築とその運営に当たって、それらが実質的に女性と男性にどのような影響を与えるかを常に検討する必要がある。このように、ジェンダーに敏感な視点をあらゆる分野に定着・深化させること、また、あらゆる分野の政策・施策の実施主体がジェンダーに敏感になることをジェンダー主流化(gender mainstreaming)と言う。

■ 目 次

第2次あま市男女共同参画プランの体系	1
あま市男女共同参画プラン事業達成度	2
あま市男女共同参画プラン実施状況・実施計画	
基本目標1 : 人権尊重と男女共同参画への意識改革	3
基本目標2 : あらゆる分野での男女共同参画の推進（あま市女性活躍推進計画）	12
基本目標3 : 誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進	20
基本目標4 : あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり（あま市DV防止基本計画）	35
数 値 目 標	39
地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等への女性の登用状況	40
地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等への女性の登用状況	41
市役所職員の女性管理職の状況	42

第2次あま市男女共同参画プランの体系

(目標像)

いろいろな 私でいい あなたでいい みんなが笑顔で生きるまち

基本目標1

人権尊重と男女共同参画
への意識改革

基本方針

- 1 人権の尊重と男女共同参画の意識啓発
- 2 子どもにとっての男女共同参画
- 3 男女平等意識を育てる教育・学習の充実

基本目標2

あらゆる分野での
男女共同参画の推進
(あま市女性活躍推進計画)

- 4 政策決定過程への女性の参画の拡大
- 5 様々な分野における男女共同参画の拡大
- 6 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組
- 7 誰もが働きやすい職場環境づくり

基本目標3

誰もが安心して暮らすこと
ができるまちづくりの推進

- 8 高齢者、障がいのある人、外国人市民等への支援
- 9 複合的に困難な状況に置かれている人々への支援
- 10 生涯を通じた女性の心とからだの健康支援
- 11 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進

基本目標4

あらゆる暴力の根絶
のための基盤づくり
(あま市DV防止基本計画)

- 12 暴力の根絶に向けた意識啓発
- 13 犯罪防止に配慮した環境整備
- 14 被害者の実情に応じた切れ目のない支援体制の充実

令和7年度 あま市男女共同参画プラン事業達成度

	総事業数	評価数		
		A 8割以上達成	B 4～7割達成	C 3割以下
基本目標1	48	43	2	3
人権尊重と男女共同参画への意識改革				
基本目標2	39	37	1	1
あらゆる分野での男女共同参画の推進 (あま市女性活躍推進計画)				
基本目標3	85	81	3	1
誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進				
基本目標4	28	27	1	0
あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり (あま市DV防止基本計画)				
合計	200	188	7	5

※再掲事業を含む

【達成度評価】

A 8割以上

B 4～7割

C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
基本方針1 人権の尊重と男女共同参画の意識啓発								
施策① 人権を尊重するための意識啓発と情報の提供	広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による情報提供	1	市民や事業者に対して、人権全般に関する資料や最新情報を、パンフレット、広報紙や市公式ウェブサイト等各種媒体で提供し、人権尊重について啓発する。 ・「人権週間特集号」 ・「人権まんが冊子」 ・啓発パンフレットの作成 ・懸垂幕の掲示 ・人権啓発ビデオの貸し出し	・市公式ウェブサイトの内容の充実に努めた。 ・「人権特集号」39,000部作成、市内全戸配布、市内小中学校に配布した。 ・「人権まんが冊子」1,000部作成、市内小学校6年生に配布した。 ・懸垂幕の掲示(人権週間)した。 ・啓発冊子の購入し、講座等を通じて配布し、市民に対し啓発した。 ・ビデオライブラリーの周知拡大し、市民に対し啓発した。	A	・啓発冊子を市内公共施設等に配布するとともに、最新の人権状況を踏まえた情報の提供に努める。 ・市公式ウェブサイトの内容の充実に努める。 ・啓発パンフレット 人権週間特集号38,000部(各戸配布) 人権講演会、市内小中学校 ・人権まんが冊子1,000部(市内小学6年生) ・人権啓発パネル作成 ・懸垂幕の掲示(人権週間)する。 ・啓発冊子の購入し、講座等を通じて配布し、市民に対し啓発する。 ・ビデオライブラリーの周知拡大し、市民に対し啓発する。	1,723	人権推進課
	人権の尊重に関する講演会、映画会、パネル展示、セミナー等の開催	2	市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりの場となる講演会・映画会やパネル展示、セミナーなどを開催する。 ・人権講演会、人権作文発表 ・啓発パネル、啓発作品の展示	人権講演会 開催日 令和7年11月30日(日) 場 所 美和文化会館 講 師 にしゃんた その他 中学生による人権作文発表 名古屋グランパスマスコットキャラクターによる人権啓発 参加人数 123人 市民人権講座 ①ハンセン病問題について 開催日 令和7年7月9日(水) 場 所 あま市役所 人 数 138人(職員25人含) ②障がいのある人や高齢者に関する人権について 開催日 令和7年10月29日(水) 場 所 基目寺総合体育館 人 数 45人(職員30人含) ③ジェンダー平等について 開催日 令和8年1月15日(水) 場 所 人権ふれあいセンター 人 数 63人(職員24人含む)	B	人権講演会 開催日 令和8年11月30日(日) 場 所 基目寺公民館 映 画 お母さんの被爆ピアノ 講 話 ピアノ所有者、映画監督 その他 中学生による人権作文発表 ピアノ演奏 市民人権講座 ①ハンセン病療養所現地学習 開催日 令和8年10月8日(木) 場 所 静岡県駿河療養所 ②ハッピートークについて 開催日 令和8年10月21日(水) 場 所 七宝焼アートヴィレッジ ③(公)人権教育啓発センター「会員共済事業」 開催日 令和9年1月予定 場 所 人権ふれあいセンター	1,024	人権推進課
	人権尊重に関する職員研修の実施	3	市職員の人権意識を高め、人権の視点に立った職務の遂行と人権問題の解決に向け地域における推進的役割を担える職員を育成するため、各種人権研修を実施する。	・全職員を対象とした人権研修を実施した。 ・海部地区研修協議会が実施する階層研修の人権研修に職員を参加させた。 ・市独自に実施する新規採用職員研修において、人権研修を実施した。	A	・全職員を対象とした人権研修を実施する。 ・海部地区研修協議会が実施する階層研修の人権研修に職員を参加する。 ・市独自に実施する新規採用職員研修において、人権研修を実施する。	-	人事秘書課

【達成度評価】

A 8割以上

B 4～7割

C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
施策② 男女共同参画に関する理解を深めるための意識啓発と情報の提供	広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による情報提供	4	男女共同参画への理解を深める情報を、広報、パンフレット、市公式ウェブサイトで提供する。 ・あま市男女共同参画プランを市公式ウェブサイトに掲載 ・6月広報に男女共同参画週間の記事を掲載 ・女性活躍情報誌の作成、配布	あま市男女共同参画プランを市公式ウェブサイトに掲載した。 広報6月号に男女共同参画週間に開催するパネル展の記事を掲載した。 女性活躍情報誌(38,000部)作成し全戸配布した。	A	あま市男女共同参画プランを市公式ウェブサイトに掲載する。 広報6月号に男女共同参画週間に開催するパネル展の記事を掲載する。 女性活躍情報誌(38,000部)全戸配布する。	502	人権推進課
	男女共同参画の視点に立った講演会、パネル展示、セミナー等の開催	5	男女共同参画の視点に立った講演会、パネル展示、セミナー等を開催する。 ・男女共同参画講演会 ・男女共同参画週間パネル展 ・男女共同参画セミナー ・男女共同参画職員研修	男女共同参画週間/パネル展 開催日 令和7年6月23日(月)～6月27日(金) 場 所 市役所1階市民活動スペース 内 容 男女共同参画のキホン-政治編- 男女共同参画職員研修 対象者 あま市人権施策推進本部 男女共同参画部会員 32人 ①男女共同参画と防災 開催日 令和7年9月4日(木) ②女性・LGBT 開催日 令和7年12月22日(月)	A	男女共同参画週間/パネル展 開催日 令和8年6月23日(火)～6月29日(月) 場 所 市役所1階市民活動スペース 内 容 :「Quizふえていける?男の育児・介護」 男女共同参画職員研修 対象者 あま市人権施策推進本部 男女共同参画部会員 32人 ①男女共同参画の現状と課題(仮題) 開催日 令和8年9月18日(金) ②言葉とジェンダー(仮題) 開催日 令和8年12月9日(水)	44	人権推進課
	図書館で関連図書、資料の情報提供	6	図書館における関連図書、資料による情報提供 各関係機関からの発行資料を市図書館に提供するとともに、男女共同参画に関する書籍を選定・購入して資料活用の充実を図る。	男女共同参画に関する書籍を購入して貸出しを行い、啓発活動を推進した。	A	男女共同参画に関する書籍を購入して貸出しを行い、啓発活動を推進する。	—	生涯学習課
施策③ 男性の意識改革や家事参加に向けた取組	主に男性を対象とした「家事等実践講座」の開催	7	主に男性を対象とした講座を開催する。 ・家事等実践講座	未実施	C	実施予定なし	—	人権推進課
	男性全般を対象とした参加型講座の開催	8	生涯学習講座開催事業 ・生涯学習講座(公民館講座)の1コマとして開催。	生涯学習講座において、男性全般を対象とした参加型講座を開催した。	A	生涯学習講座において、男性全般を対象とした参加型講座を開催する。	50	生涯学習課

【達成度評価】

A 8割以上

B 4～7割

C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
基本方針2 子どもにとっての男女共同参画								
施策④ 子どものころからの男女共同参画の理解の推進	性別によらない名簿・制服の使用など、性の多様性に配慮した学校生活環境の整備	9	・小中学校で性別によらない名簿の使用 ・中学生の制服をブレザー化	・小中学校で性別によらない名簿の使用 ・ボタンの付けかえで男女別となる男女共通のブレザー上着を採用。ボトムスも男女ともにスラックスであってもスカートであっても良いこととした。	A	・小中学校で性別によらない名簿の使用 ・ボタンの付けかえで男女別となる男女共通のブレザー上着を採用。ボトムスも男女ともにスラックスであってもスカートであっても良いこととする。	-	学校教育課
施策⑤ 地域で子どもを守り育てる環境の整備	おはこんあいさつ運動の推進	10	住民が互いに積極的なあいさつを交わすことで、犯罪者を寄せ付けられない地域づくりを推進する。 「あいさつ運動実施中」のプレート等を掲出して、犯罪を起こそうとする者に声を掛けられたら困ると思わせ、寄せ付けないようにすることや、市民の連帯感の醸成と防犯意識の向上を目指す。	防犯教室やサロン及び窓口で「あいさつ運動実施中」のプレートを配布した。	B	防犯教室やサロン及び窓口で「あいさつ運動実施中」のプレートを配布する。	148	危機管理課
	子どもの防犯教室の開催	11	・犯罪から子どもを守るため、市民協働で防犯活動に取り組み、犯罪の未然防止を図るとともに、子どもに対する防犯意識を高めるための防犯教室を開催する。 ・津島警察署と協力して、市内6箇所の児童館及び子どもを含めた各地区住民対象の防犯教室開催。 自転車の二重ロック推進については、新中学生に啓発品を配布する。	令和7年7月～8月に警察を講師に招き児童館6か所で防犯教室実施した。また新中学生に防犯意識を高めてもらうため、自転車のワイヤーロックを配布した。	A	令和8年7月～8月に児童館6か所にて防犯教室実施。また、新中学生にワイヤーロックを配布する。	129	危機管理課
	子どもの防犯教室の開催	12	子どもの防犯教室 ・市内の6か所の児童館で防犯教室開催する。	防犯教室開催 ・市内の6か所の児童館	A	防犯教室を開催する。 ・市内の6か所の児童館	-	子ども福祉課
	通学路こども110番の家の普及	13	毎年地域に理解を頂き、子ども110番の家を増やす。	地域に理解を頂き、昨年と同数の子ども110番の家を設置した。	A	毎年地域に理解を頂き、子ども110番の家が増えるよう努力する。	-	学校教育課
	通学時の防犯や交通安全に関する意識を高める教育の実施	14	・校区ハザードマップの作成など、総合的な学習で取り組む。 ・キッズ防犯教室を市内12小学校で開催する。	校区ハザードマップの作成など、総合的な学習で取り組んだ。 キッズ防犯教室を市内12小学校で開催し、防犯教育に努めた。	A	校区ハザードマップの作成など、総合的な学習で取り組む。 キッズ防犯教室を市内12小学校で開催し、防犯教育に努める。	449	学校教育課
	登下校時の通学路における街頭指導や防犯パトロールの実施	15	教職員と見守り隊による登下校時の通学路における街頭指導や防犯パトロールを実施する。	教職員と見守り隊によるパトロールを強化した。	A	教職員と見守り隊によるパトロールを強化する。	-	学校教育課
	小学校入学児童への防犯ブザーの配布	16	小学校の新1年生を対象に登下校中における児童の安全を確保するため防犯ブザーを配布する。	小学校の新1年生を対象に登下校中における児童の安全を確保するため防犯ブザーを配布した。	A	小学校の新1年生を対象に登下校中における児童の安全を確保するため防犯ブザーを配布する。	418	学校教育課

【達成度評価】

A 8割以上

B 4～7割

C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
施策⑥ 児童虐待等の早期発見と未然防止	妊娠中の不安の軽減のための家庭訪問	17	・母子保健事業 ・利用者支援事業 妊娠中の不安、出産後の育児に関する悩みなど支援の必要な妊婦を家庭訪問し、不安の軽減、虐待予防を図る。	支援の必要な妊婦についての妊婦訪問を随時実施 コーディネーター、地区担当保健師や助産師訪問 (産前産後サポート事業)、養育支援訪問を実施した。	A	必要な対象にコーディネーターや保健師、助産師 (産前産後サポート事業、産後ケアの訪問型)が訪問を実施する。また、定期的な支援を必要とする方へ養育支援訪問を実施する。	113	健康推進課
	出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待の予防を目的とした「こんにちは赤ちゃん訪問」の実施	18	・母子保健事業 「こんにちは赤ちゃん訪問(乳児全戸訪問)」 産婦・乳児を訪問し、出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待の早期発見と未然防止につなげる。	令和7年度 519 件(内、委託 83件)実施。 他市町村の依頼によりあま市に里帰りしている市外在住の母子について、15件実施。	A	「こんにちは赤ちゃん訪問(乳児全戸訪問)」にて産婦・乳児を訪問し、出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待の早期発見と未然防止につなげる。	353	健康推進課
	乳幼児健康診査の実施	19	・乳幼児健診事業 乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査の実施	乳児健康診査:29回、1歳6か月児健康診査:26回、 2歳児歯科健康診査:24回、3歳児健康診査:28回の実施。	A	乳児健康診査:12回、1歳6か月児健康診査:12回、 2歳児歯科健康診査:12回、3歳児健康診査:13回の実施。新規事業として5歳児健康診査25回の実施。	18,349	健康推進課
	保護者の悩みに対応するための家庭児童相談員の配置	20	相談室を別室に設置し、子育てに不安や悩みを抱える保護者等に対して経験豊かな家庭児童相談員が相談に応じたり、家庭訪問したりする。	家庭児童相談員を配置し、相談事業を実施した。 児童相談件数188件、家庭児童相談員2人	A	家庭児童相談員を配置し、相談事業を実施する。 家庭児童相談員3人	12,602	子ども福祉課
	児童虐待の早期発見と未然防止に向けた総合的な支援体制の整備	21	子ども支援について専門性を持った機関として組織で支援する体制を構築するため「子ども家庭総合支援拠点」を設置する。	設置したこども家庭センターにおいて、子ども、妊産婦及び子育て世帯への一体的な相談支援を実施した。	A	こども家庭センターの児童福祉機能と母子保健機能がさらに連携し、機能的な支援につながるよう、随時、合同ケース会議を開催し、引き続き体制強化に努める。	—	子ども福祉課
	児童虐待防止に向けた啓発パンフレット等の作成配布	22	児童虐待防止に関する啓発物品等を街頭啓発活動等で配布する。	虐待防止に関する啓発物品やパンフレットを街頭啓発活動等で配布した。また、児童虐待防止に関する講演会を開催した。	A	児童虐待防止に関する啓発物品等を街頭啓発活動等で配布する。 児童虐待防止に関する講演会を開催する。	—	子ども福祉課

【達成度評価】

A 8割以上

B 4～7割

C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
施策⑥ 児童虐待等の早期発見と未然防止	あま市要保護児童対策地域協議会や、実務者会議の開催を通じた各課、各機関との連携	23	あま市要保護児童対策地域協議会の開催他、特に、継続指導が必要となる事例や複雑な事例については同実務者会議を開催し各関係機関と情報共有や対応を協議する。	あま市要保護児童対策連絡協議会1回、同実務者会議を12回開催し、関係機関職員と情報共有した。	A	あま市要保護児童対策地域協議会、同実務者会議を開催し、児童相談所、各課及び各機関との連携を図る。	50	子ども福祉課
	ヤングケアラーの認知度向上、早期発見、適切な支援への誘導	24	「ヤングケアラー」に関するパンフレット等を学校や公共施設等に配布し社会的認知度の向上を図り、早期発見、適切な支援につなげる。	オリジナルの啓発漫画冊子を製作し、小学校3年生から中学校3年生を対象に配布して、広く周知した。また、一般向けにヤングケアラーに関する講演会を1回開催した。	A	「ヤングケアラー」に関するパンフレット等を新小学3年生や学校教職員、保育園等職員など支援者を対象に配布し社会的認知度の向上を図り、講演会を実施する。	304	子ども福祉課
	スクールカウンセラーや心の相談員の配置	25	学校支援会議を開き、スクールカウンセラー・相談員(市雇用)を派遣。	校長からの要請がなく、心理支援相談員が参加した緊急ケース会議は無かった。	C	校長からの要請があり、緊急ケース会議が開かれることとなった場合で、希望があつて調整がつけば教育相談センターの心理支援相談員及びスクールカウンセラーが会議に参加する。	9,080	学校教育課
	教育相談センターの運営	26	不登校等の問題を抱える児童生徒への対応及び解消のために、家庭訪問等を実施するなど教育相談員の職務を拡充する。	不登校等の問題を抱える児童生徒への対応及び解消のために、家庭訪問等を実施するなど教育相談員の職務を拡充するとともに、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の支援を行った。	C	校長からの要請があり、緊急ケース会議が開かれることとなった場合で、希望があつて調整がつけば教育相談センターの心理支援相談員及びスクールカウンセラーが会議に参加する。	8,805	学校教育課
	あま市いじめ問題対策連絡協議会等条例などに基づく、いじめ防止等に向けた取組の推進	27	あま市小中学校児童生徒のいじめ及び不登校対策の推進・指導・連携を強化・充実させることを目的に、各関係機関・団体との意見交換・情報共有等をする。 あま市いじめ問題対策連絡協議会 1回開催 ・出席団体 海部児童・障害者相談センター 東部地区人権擁護委員会 津島警察署 小中学校代表者 あま市教育相談センター あま市教育委員会 あま市いじめ・不登校対策協議会 2回開催 ・出席団体 あま市教育相談センター 市内17小中学校代表者 あま市教育委員会	あま市小中学校児童生徒のいじめ及び不登校対策の推進・指導・連携を強化・充実させることを目的に、各関係機関・団体との意見交換・情報共有等をした。 あま市いじめ問題対策連絡協議会 1回開催 ・出席団体 海部児童・障害者相談センター 東部地区人権擁護委員会 津島警察署 小中学校代表者 あま市教育相談センター あま市教育委員会 あま市いじめ・不登校対策協議会 2回開催 ・出席団体 あま市教育相談センター 市内17小中学校代表者 あま市教育委員会 子ども福祉課	A	不登校等の問題を抱える児童生徒への対応及び解消のために、家庭訪問等を実施するなど教育相談員の職務を拡充するとともに、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の支援を行う。	2,029	学校教育課

【達成度評価】

A 8割以上

B 4～7割

C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
施策⑥ 児童虐待等の早期発見と未然防止	教育相談員の巡回相談の実施	28	教育相談員の巡回指導を実施。学校の要請に応じて、学校支援会議を開催する。	教育相談員の巡回指導を実施。学校の要請に応じて、学校支援会議を開催した。 ・学校支援会議 2回開催	A	教育相談員の巡回指導を実施。学校の要請に応じて、学校支援会議を開催する。	-	学校教育課
	あま市要保護児童対策地域協議会を通じた各課、各機関との連携	29	・あま市要保護児童対策地域協議会等地域、学校、庁内関係部署等関係機関が相互理解・相互扶助の下で連携・協力し相談・支援機関としての体制強化を図る。継続指導が必要となる事例や複雑な事例については同実務者会議や個別ケース検討会議を開催し各関係機関と情報共有や対応を協議する。 ・子ども支援について専門性を持った機関として組織で支援する「子ども家庭総合支援拠点」を設置運営する。	あま市要保護児童対策地域協議会 協議会:1回(2月)実務者会 同実務者会議 :12回開催 個別ケース検討会議 子ども家庭総合支援拠点を運営 4回開催	A	あま市要保護児童対策地域協議会、同実務者会議を開催し、児童相談所、各課及び各機関との連携を図る。	-	関係各課 子ども福祉課
	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を通じた各課、各機関との連携	30	あま市虐待等防止ネットワーク協議会の開催他、同実務者会議を開催し児童に限らず高齢者や障がい者への虐待に関する事例について研究し関係機関との連携を図る。	・虐待等防止ネットワーク協議会の開催 令和8年2月3日 ・虐待等防止ネットワーク協議会実務者会議の開催 4月14日、6月9日、8月12日、10月14日、 12月8日、令和8年2月9日 ・街頭啓発活動の実施 11月12日基目寺地区2か所、11月5日美和地区2か所、11月6日七宝地区2か所 ・高齢者虐待に関する講演会の開催 令和7年10月23日午後2時から 市役所2階D会議室 ・個別ケース検討会議(高齢者)の開催 4月21日、5月27日、6月24日、7月22日、8月26日、9月22日、10月27日、11月25日、12月23日、令和8年1月27日、2月24日、3月24日	A	虐待等防止ネットワーク協議会、担当者会議 虐待等防止ネットワーク協議会(令和9年2月) 実務者会議(年6回)偶数月 虐待に関する講演会(年1回時期未定) 街頭啓発活動(11月) 要保護児童実務者会議 個別ケース検討会議(要保護児童関係、障がい児者関係、高齢者関係)	567	関係各課 高齢福祉課

【達成度評価】

A 8割以上

B 4～7割

C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
基本方針3 男女平等意識を育てる教育・学習の充実								
施策⑦ 男女平等の意識を育てるための教育の充実	人権と男女平等をテーマにした調べ学習やグループ学習の実施	31	総合的な学習・道徳の時間を通して人権についての学習を実施する。	総合的な学習・道徳の時間を通して人権についての学習を実施した。	A	総合的な学習・道徳の時間を通して人権についての学習を実施する。	—	学校教育課
	人権尊重の精神を身につけるための人権教育の実施	32	道徳の時間を充実させ、実践活動を実施する。そのための研修会を実施する。	道徳の時間を充実させ、実践活動を実施した。そのための研修会を実施した。	A	道徳の時間を充実させ、実践活動を実施する。そのための研修会を実施する。	—	学校教育課
	近年の情報化の背景を踏まえ、メディア・リテラシーの向上を図るための教育の実施	33	情報モラル教育を徹底して行う。外部講師を招いて学習会を実施する。	一部学校で、自校教員だけでなく携帯電話会社の社員等外部の講師を招き、学習会をした。	A	一部学校で、自校教員だけでなく携帯電話会社の社員等外部の講師を招き、学習会をする。	—	学校教育課
	児童生徒の発達段階に合わせた性に関する指導	34	保健学習を通して、年齢に応じた「生命の授業」を開催する。	保健学習を通して、年齢に応じた「生命の授業」を開催した。	A	保健学習を通して、年齢に応じた「生命の授業」を開催する。	—	学校教育課
	命の大切さを育む「人権の花運動」の実施	35	・咲かせよう人権の花運動 市内小学生が、花を育てる体験を通じて、命の大切さを育み、人の思いやり、心の優しさ、人権尊重の精神を身につける。	咲かせよう人権の花運動 開催日 令和7年11月12日(火) 場 所 美和小学校 参加者 1年生60人	A	咲かせよう人権の花運動 開催日 11月予定 場 所 基日寺南小学校 対象者 1年生	140	人権推進課
	保育園における人権擁護委員による園児とのふれあい会の実施	36	人権擁護委員によるクイズや、マスコット人形(人権まもる君等)とのふれあいを通して、園児への人権教育、職員の人権に対する意識を高める。 ・保育園人権教室(あま市人権推進課) ・人権擁護委員と園児とのふれあい会(東部地区人権擁護委員協議会 1回/4年)	あま市保育園人権教室 ・開催日:令和7年10月27日(月) 場 所:昭和保育園実施 ・開催日:令和7年10月27日(月) 場 所:聖徳保育園実施 人権擁護委員と園児とのふれあい会 ・開催日:令和7年9月16日(火) 場 所:五条保育園実施	A	あま市保育園人権教室 ・開催日:未定 場 所:正則保育園実施予定 場 所:萱津保育園実施予定	—	保育課
施策⑧ 教職員、保育者の人権意識を高めるための学習機会の充実	あま市小中学校人権教育研究会による人権教育に関する調査研究の実施	37	あま市小中学校人権教育研究会の研究推進委員が中心となり、研究紀要の作成、及び人権教育講演会開催に取り組む。	あま市小中学校人権教育研究会の研究推進委員が中心となり、研究紀要の作成、及び人権教育講演会開催に取り組んだ。	A	あま市小中学校人権教育研究会の研究推進委員が中心となり、研究紀要の作成、及び人権教育講演会開催に取り組む。	800	学校教育課
	海部地区人権教育講演会を通じた、教職員の人権に対する意識高揚会の充実	38	海部地区人権教育講演会の開催を通じ、市民及び教職員の人権に対する意識を高める。 ・海部地区人権教育講演会	海部地区人権教育講演会 日時:令和7年8月1日(金)午後2時～4時 講師:ジャーナリスト 石川 結貴 演題:「子どもたちの見えざる貧困～ネット社会で潜在化・深刻化する現状について」 会場:基日寺公民館大ホール	A	海部地区人権教育講演会 日時:令和8年8月7日(金)午後2時～4時 講師:小説家・漫画家 歌川 たいじ 演題:性の多様性入門 誰もが自分らしく生きられる社会に 会場:基日寺公民館大ホール	244	生涯学習課
	保育者を対象とした人権に関する研修の実施	39	保育士の資質や力量を向上するために、研修の充実を図る。 ・職員人権研修・救急講習・救急法指導研修・療育研修・感染症研修等を実施する。	令和7年度研修計画により、職員人権研修・救急講習・救急法指導研修・療育研修等を実施	A	令和8年度研修計画により、職員人権研修・救急講習・救急法指導研修・療育研修等を実施	—	保育課

【達成度評価】

A 8割以上

B 4～7割

C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
施策⑧ 教職員、保育者の人権意識を高めるための学習機会の充実	海部地区人権教育講演会の開催	40	・人権講演会開催事業 講演会の実施、人権作文発表、パネル・啓発作品の展示	海部地区人権教育講演会 日時:令和7年8月1日(金)午後2時～4時 講師:ジャーナリスト 石川 結貴 演題:「子どもたちの見えざる貧困～ネット社会で潜在化・深刻化する現状について」 会場:基目寺公民館大ホール	A	海部地区人権教育講演会 日時:令和8年8月7日(金)午後2時～4時 講師:小説家・漫画家 歌川 たいじ 演題:性の多様性入門 誰もが自分らしく生きられる社会に 会場:基目寺公民館大ホール	244	生涯学習課
施策⑨ 家庭、地域における男女共同参画に関する学習機会の提供と理解の推進	乳幼児と親を対象とした幼児期家庭教育講座の開催	41	・幼児期家庭教育講座開催事業 幼児期における子育ての不安を解消するための方法や、楽しく子育てするための心構え、子どもとの関わり方等を学ぶ機会を提供する。	子育ての不安を解消する方法、楽しく子育てするための心構え、子どもとの関わり方等を学ぶ幼児期家庭教育講座等を開催すると共に、親同士の交流を図った。	A	子育ての不安を解消する方法、楽しく子育てするための心構え、子どもとの関わり方等を学ぶ幼児期家庭教育講座等を開催すると共に、親同士の交流を図った。	220	生涯学習課
	社会教育講座で、男女共同参画をテーマとした講座の開催	42	・生涯学習講座開催事業 生涯学習講座(社会教育講座)の1コマとして開催。	男女がともに地域に参画するために必要な知識を学ぶ機会を提供した。	A	男女がともに地域に参画するために必要な知識を学ぶ機会を提供した。	180	生涯学習課
	親と子が一緒に参加する親子ふれあい講座等の開催	43	親子ふれあい講座事業	「オーブントースターで焼くパン講座」始め、年間8講座を開催した。	A	「木工クラフト講座」始め、講座の開催を計画。	176	生涯学習課
	海部地区人権教育講演会の開催	44	・人権講演会開催事業 講演会の実施、人権作文発表、パネル・啓発作品の展示	海部地区人権教育講演会 日時:令和7年8月1日(金)午後2時～4時 講師:ジャーナリスト 石川 結貴 演題:「子どもたちの見えざる貧困～ネット社会で潜在化・深刻化する現状について」 会場:基目寺公民館大ホール	A	海部地区人権教育講演会 日時:令和8年8月7日(金)午後2時～4時 講師:小説家・漫画家 歌川 たいじ 演題:性の多様性入門 誰もが自分らしく生きられる社会に 会場:基目寺公民館大ホール	244	生涯学習課
	家庭教育読本の発行	45	・家庭教育学習事業 家庭教育読本の配布	「家庭の日」や「あまっ子デー(毎年2月第3日曜日)」の啓発・普及のため、家庭教育講演会や親子ふれあいデー等のイベント開催時に家庭教育読本を配布した。	A	「家庭の日」や「あまっ子デー(毎年2月第3日曜日)」の啓発・普及のため、家庭教育講座や親子ふれあいデー等のイベント開催時に家庭教育読本を配布する。	0	生涯学習課
	海部地区人権教育講演会を通じた、教職員の人権に対する意識高揚	46	海部地区人権教育講演会の開催を通じ、市民及び教職員の人権に対する意識を高める。 ・海部地区人権教育講演会	海部地区人権教育講演会 日時:令和7年8月1日(金)午後2時～4時 講師:ジャーナリスト 石川 結貴 演題:「子どもたちの見えざる貧困～ネット社会で潜在化・深刻化する現状について」 会場:基目寺公民館大ホール	A	海部地区人権教育講演会 日時:令和8年8月7日(金)午後2時～4時 講師:小説家・漫画家 歌川 たいじ 演題:性の多様性入門 誰もが自分らしく生きられる社会に 会場:基目寺公民館大ホール	244	生涯学習課
	学校に関連する諸組織への男女共同参画の啓発	47	学校に関連するPTA等の諸組織へ男女共同参画の視点から働きかける。	学校に関連するPTA等の諸組織へ男女共同参画の視点から働きかけた。	A	学校に関連するPTA等の諸組織へ男女共同参画の視点から働きかける。	-	学校教育課

【達成度評価】

A 8割以上
B 4～7割
C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
施策⑨ 家庭、地域における男女共同参画に関する学習機会の提供と理解の推進	男女共同参画の視点に立った講演会、パネル展示、セミナー等の開催	48	男女共同参画の視点に立った講演会、パネル展示、セミナー等を開催する。 ・男女共同参画講演会 ・男女共同参画週間パネル展 ・男女共同参画セミナー ・男女共同参画職員研修	男女共同参画週間パネル展 開催日 令和7年6月23日(月)～6月27日(金) 場 所 市役所1階市民活動スペース 内 容 男女共同参画のキホン-政治編- 男女共同参画職員研修 対象者 あま市人権施策推進本部 男女共同参画部会員 32人 ①男女共同参画と防災 開催日 令和7年9月4日(木) ②女性・LGBT 開催日 令和7年12月22日(月)	A	男女共同参画週間パネル展 開催日 令和8年6月23日(火)～6月29日(月) 場 所 市役所1階市民活動スペース 内 容 :「Quizふえている?男の育児・介護」 男女共同参画職員研修 対象者 あま市人権施策推進本部 男女共同参画部会員 32人 ①男女共同参画の現状と課題(仮題) 開催日 令和8年9月18日(金) ②言葉とジェンダー(仮題) 開催日 令和8年12月9日(水)	44	人権推進課

【達成度評価】

A 8割以上

B 4～7割

C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進(あま市女性活躍推進計画)

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
基本方針4 政策決定過程への女性の参画の拡大								
施策⑩ 審議会等への男女共同参画の促進	審議会、委員会への女性の登用促進	49	・審議会、委員会への女性の登用促進 審議会、委員会への女性登用率の目標を「第2次あま市男女共同参画プラン」において令和13年度までに30%に定め、審議会等の委員の選出時に女性を積極的に登用する。	審議会、委員会等の委員の選出時に女性を積極的に登用するよう、人権施策推進本部会議で啓発した。	A	審議会、委員会等の委員の選出時に女性を積極的に登用してもらえよう、人権施策推進本部会議で啓発し、全職員が共有できるようにする。	—	人権推進課
	審議会、委員会への女性の登用状況についての調査、結果公表の実施	50	審議会、委員会への女性の登用状況について調査し、結果を公表する。	審議会、委員会への女性の登用状況について調査し、結果を公表した。	A	審議会、委員会への女性の登用状況について調査し、結果を公表する。	—	人権推進課
	女性職員を管理職に登用するポジティブ・アクション(積極的改善措置)の実施や女性リーダーの育成	51	市役所の女性職員を管理職に登用するポジティブ・アクションの実施	女性職員の能力や適性を考慮し、管理職に登用した。	A	女性職員の能力や適性を考慮し、管理職に登用する。	—	人事秘書課
施策⑪ 男女共同参画の推進を担う人材育成	愛知県男女共同参画人材育成セミナーへの受講候補者の推薦	52	愛知県男女共同参画人材育成セミナーへ受講候補者を推薦し、地域の男女共同参画の推進を担う人材を育成する。	令和9年度に推薦する。	C	令和9年度に推薦する。	—	人権推進課

【達成度評価】

A 8割以上

B 4～7割

C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進(あま市女性活躍推進計画)

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
基本方針5 様々な分野における男女共同参画の拡大								
施策⑫ 男女共同参画の視点に立った地域活動団体への支援の充実	女性消防クラブ活動への支援	53	女性の視点で防火の啓発に取り組む女性消防クラブに対し、活動の場を提供する。 ・商業施設での街頭防火啓発活動 ・消防関係行事への参加	毎月の街頭防火、救急講習の受講、県内交流会への出席。	B	【廃止】令和7年度末をもって、あま市女性消防クラブが解散したため。	-	危機管理課
	交通安全を推進する女性運転者友の会への支援	54	・女性の視点で交通安全の啓発に取り組む女性運転者友の会に対し、活動の場を提供する。(商業施設での街頭啓発活動) ・市立保育園で交通安全紙芝居を実施する。	令和7年4月・6月・9月・12月街頭啓発活。 令和8年1月 市内保育園3か所にて交通安全紙芝居実施。	A	令和8年4月・6月・9月・12月街頭啓発活。 令和9年1月 市内保育園3か所にて交通安全紙芝居実施。	440	土木課
	地域活動団体への助成	55	・コミュニティ活動事業補助金 地域で抱える社会的な課題の解決やより良い市民生活を実現するため、地域活動団体及び市民活動団体が実施する事業に対して補助金を交付。	コミュニティ団体が行うコミュニティ活動に係る経費の一部を11団体に補助した。	A	コミュニティ団体が行うコミュニティ活動に係る経費の一部を補助する 補助率 1/2 補助上限額 20万円	2,120	企画政策課
	地域活動団体に対する情報交換や交流の場の提供	56	・市民活動センター事業 地域で活動する市民活動団体の拠点となる施設「あま市市民活動センター」を中心として、市民活動に関する情報、団体等の連携・交流の場の提供を行うとともに、「市民活動祭」を始めとした交流事業を通じて、地域活動団体及び市民活動団体の活動状況を広く周知し、参加した市民や団体の交流の場を提供する。	市民活動団体の運営相談 市民活動及び団体等の情報収集・発信	A	市民活動団体の運営相談 市民活動及び団体等の情報収集・発信	13,261	企画政策課

【達成度評価】

A 8割以上

B 4～7割

C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進(あま市女性活躍推進計画)

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
施策⑫ 男女共同参画の視点に立った地域活動団体への支援の充実	社会教育活動を担う女性団体への支援	57	・男女共同参画社会づくり推進活動支援 あま市女性の会に対し補助金を交付することにより、女性の社会参画促進や社会教育及び地域社会の発展を図る。	- 講演会「認知症予防について」 日時：令和7年4月22日（火） 会場：甚目寺公民館 参加者数：63名 - ホウ酸団子作り 日時：4月～7月 会場：各地区 参加者数：延べ60名 - 主催講座「いきいき体操教室」 日時：令和7年6月19日（木） 会場：甚目寺公民館 参加者数：32名 - 廃品回収 日時：令和7年6月29日（日） 11月22日（土） 会場：各地区 - 主催講座「手芸講座：ポシェット作り」 日時：令和7年7月9・16・23日（水） 会場：甚目寺公民館 参加者数：22名 - 夏まつり盆踊り練習会 日時：令和7年7月5日（土） 会場：甚目寺公民館 参加者数：56名 - 主催講座「楽しいお料理教室」 日時：令和7年9月20日（土） 10月4日（土） 会場：人権ふれあいセンター 参加者数：各20名 - 主催講座「干支の木目込人形作り」 日時：令和7年11月5・12日（水） 会場：甚目寺公民館 参加者数：23名 - チャリティーバザー 日時：令和7年11月30日（日） 会場：甚目寺公民館 参加者数：95名 - 主催講座「自転車の交通ルール講座」 日時：令和7年12月18日（木） 会場：甚目寺公民館 参加者数：36名 - 主催講座「絵手紙教室」 日時：令和8年2月18日（木） 会場：甚目寺公民館 参加者数：13名	A	- ホウ酸団子作り 日時：令和8年5・6月予定 会場：各地区 - 主催講座「いきいき体操教室」 日時：令和8年5月21日（木） 会場：甚目寺公民館 - 廃品回収 日時：令和8年6・11月予定 会場：各地区 - 主催講座「手芸講座①、②」 日時：令和8年7月予定 会場：甚目寺公民館 - 夏まつり盆踊り練習会 日時：令和8年7月11日（土） 会場：甚目寺公民館 - 主催講座「楽しいお料理教室①、②」 日時：令和8年9・10月予定 会場：未定 - 主催講座「干支木目込人形作り①、②」 日時：令和8年11月 会場：甚目寺公民館 - チャリティーバザー 日時：令和8年11月22日（日） 会場：甚目寺公民館 - 主催講座「手芸教室③、④」 日時：令和9年2月予定 会場：未定	180	生涯学習課

【達成度評価】

A 8割以上

B 4～7割

C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進(あま市女性活躍推進計画)

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位: 千円)	担当課
基本方針6 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組								
施策⑬ ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する情報提供や普及啓発	58	ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する情報を提供し、普及啓発をする。 ・市公式ウェブサイトに情報掲載 ・女性活躍情報誌で女性の多様な生き方の情報を発信	・市公式ウェブサイトに情報掲載した。 ・女性活躍情報誌(38,000部発行)で女性の多様な生き方の情報を発信した。	A	・市公式ウェブサイトに情報掲載した。 ・女性活躍情報誌(38,000部発行)で女性の多様な生き方の情報を発信した。	502	人権推進課
	休業や休暇、子育て期間中の短時間勤務等の制度の周知	59	広報、市公式ウェブサイト等による情報提供	広報、市公式ウェブサイト等による情報提供を行った。	A	広報、市公式ウェブサイト等による情報提供を行う。	0	商工観光課
	県で登録をされたファミリー・フレンドリー企業の紹介	60	県で登録をされたファミリー・フレンドリー企業を市公式ウェブサイト等に掲載して情報提供する。	市公式ウェブサイト等による情報提供を行った。	A	市公式ウェブサイト等による情報提供を行う。	0	商工観光課
施策⑭ 多様な保育サービスの充実	産前産後休暇、育児休業終了後の就労に対応した低年齢児保育事業の実施	61	・低年齢児保育事業 産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するため、低年齢児の保育をする。	産休明けから実施 4か所 満6か月から実施 10か所	A	「低年齢児保育事業」から内容が拡充し「保育士配置改善事業」となった。保育士等の配置改善、児童の途中入所への対応等に取り組む私立認定こども園が配置基準を超えて保育士等を配置するために必要な経費を補助する 実施箇所数 産休明けから途中入所可能施設 4か所 満6か月から途中入所可能施設 10か所	23,280	保育課
	保護者の就労時間の多様化に対応した延長保育事業の実施	62	・延長保育事業 保護者からの保育ニーズに対応するため、通常保育時間を超えた保育をする。	実施箇所数 全14か所	A	実施箇所数 全14か所	19,443	保育課
	保護者の就労、疾病など一時的に保育が必要ときに利用できる一時預かり事業の実施	63	・一時預かり事業 保護者の疾病その他の理由により家庭において保育されることが一時的に困難となった乳児又は幼児につき、保育所等において、一時的に保育をする。	実施箇所数 5か所 利用人数 4,996人	A	・一時預かり事業 保護者の疾病その他の理由により家庭において保育されることが一時的に困難となった乳児又は幼児につき、保育所等の実施箇所5か所において、一時的に保育を行う。	28,723	保育課
	出産、育児休業後にスムーズに復職できるよう、保育施設の育児休業明け予約の実施	64	・育児休業明け予約事業 出産、育児休業後スムーズに復職できるように、育児休業明け予約事業を実施する。	年度途中に保護者が育児休業から復職する児童の保育所等途中入所予約を受け付けた。 途中入所予約件数 8件	A	年度途中に保護者が育児休業から復職する児童の保育所等途中入所予約を受け付ける。	—	保育課
	集団保育が可能な障がい児保育の実施	65	・障がい児保育 軽・中度の集団保育が可能な障がい児の保育を実施する。	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児の保育を実施した。 公立保育園 9園実施 私立認定こども園 5園実施	A	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児の保育を実施した。 公立保育園 9園実施 私立認定こども園 5園実施	36,504	保育課
	病児病後児保育の実施	66	・病児・病後児保育事業 保護者の就労等のために家庭で保育等ができない児童で病気または病気の回復期にあり、集団での保育等が困難な児童を一時的に預かる。	実施場所: 2か所 あま市民病院内(定員3人) ふたば病児保育室(定員6人)	A	実施予定場所: 2か所 あま市民病院内(定員3人) ふたば病児保育室(定員6人)	31,247	保育課
	子育てコンシェルジュ事業の実施	67	・子育てコンシェルジュ事業 妊娠期・子育て期における様々な悩みについての相談を受けて、適切な子育て支援サービスへの情報提供、助言等を専門に行う子育てコンシェルジュを配置する。	妊娠期・子育て期における様々な悩みについての相談を受けて、適切な子育て支援サービスへの情報提供、助言等を専門に行う子育てコンシェルジュを配置した。	A	妊娠期・子育て期における様々な悩みについての相談を受けて、適切な子育て支援サービスへの情報提供、助言等を専門に行う子育てコンシェルジュを配置する。	13,170	保育課

【達成度評価】

A 8割以上

B 4～7割

C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進(あま市女性活躍推進計画)

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
施策⑮ 地域における子育て支援の環境づくり	ファミリー・サポート・センター事業の実施	68	・ファミリー・サポート・センター事業（大治町との合同事業） 会員が安心して育児に関する相互援助を行えるよう、事務局では会員を対象に育児に関する知識・技術を身につけるための研修会・会報誌の発行等を実施。	・会員数1,083人 （あま市767人、大治町316人） ・活動件数3,077件 （あま市1,630件、大治町1,447件） ・援助会員養成講座10回 ・依頼会員登録説明会12回 ・活動報告・スキルアップ研修2回 ・交流会2回 ・情報交換会1回 ・会報誌発行1回 ・Instagramも活用しPRを行った。	A	・会員数1,100人 （あま市800人、大治町300人） ・活動件数2,800件 （あま市1,700件、大治町1,100件） ・援助会員養成講座10回 ・依頼会員登録説明会12回 ・活動報告・スキルアップ研修2回 ・交流会1回 ・情報交換会1回 ・会報誌発行1回 ・Instagramを活用しPRを行う。	10,588	子ども福祉課
施策⑯ 放課後児童対策の実施	放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施	69	【放課後児童クラブ】 保護者が労働などで昼間家庭にいない小学生児童に対し放課後児童クラブを実施 【放課後子ども教室】 市内の小学校を利用して放課後子ども教室を実施	【放課後児童クラブ】 公設 15クラブ 29支援 私設 1クラブ 1支援 【放課後子ども教室】 実施か所数：12校、年間13回	A	【放課後児童クラブ】 公設 14クラブ 31支援 私設 1クラブ 1支援 【放課後子ども教室】 実施か所数：12校、年間13回	296,400	子ども福祉課 生涯学習課
施策⑰ 障がいのある子どもへのサービスの充実	放課後等ディサービスの実施	70	平日の放課後や休日、夏休み期間など修学時間外に支援が必要な児童の居場所の確保をする。 ・放課後等ディサービス	修学時間外に支援が必要な児童に、放課後等ディサービスの利用を勧めた。	A	引き続き就学時間外に支援が必要な就学児に、放課後等ディサービスの利用を勧める。	766,438	障がい福祉課
施策⑱ 介護保険制度の周知とサービスの充実	広報や市公式ウェブサイト、介護サービスガイドブック等による介護予防事業や居宅サービスの周知	71	・介護予防事業や居宅サービスに関する情報提供 介護保険サービスや高齢者に関するパンフレットを窓口配置する。	高齢福祉課窓口の他、地域包括支援センター、市民病院に設置	A	高齢福祉課窓口の他、地域包括支援センター、市民病院に設置	-	高齢福祉課
	運動教室【ワクワクからだ教室】、健康相談、低栄養予防講話（出前講座）冊子配布	72	・成人保健事業 高齢者を含む個に応じた健康増進の運動実践、さらに自宅でも実施可能な運動を行うこと。また口腔機能向上・栄養改善も合わせた内容の支援をする。	ワクワクからだ教室：3か所1回/月 計36回 764人 健康相談：6か所 計38回 289人 栄養教室：各種イベントで低栄養予防冊子配布へ変更 配布数 440人	A	ワクワクからだ教室、健康相談は健康推進課健康増進事業として継続（対象年齢40歳以上）	322	健康推進課
	40歳以上の方（要介護認定者を除く）を対象に健康増進及び介護予防や健康相談の実施	73	・成人保健事業 高齢者を含む個に応じた健康増進の運動実践、さらに自宅でも実施可能な運動を行うこと。また口腔機能向上・栄養改善も合わせた内容の支援をする。	ワクワクからだ教室：3か所1回/月 計36回 764人 健康相談：6か所 計38回 289人	A	ワクワクからだ教室、健康相談は健康推進課健康増進事業として継続（対象年齢40歳以上）	322	健康推進課
	転倒骨折予防のためのストレッチ、体操教室、なかよし昼食会の開催	74	・転倒骨折予防のためのストレッチ、体操教室「筋力アップ体操体操教室」 ・食生活改善を目的とした昼食会事業「なかよし昼食会」	筋力アップ体操教室（年12回開催） 場 所 人権ふれあいセンター 参加者 延べ90人 なかよし昼食会（年6回（隔月）開催） 場 所 人権ふれあいセンター 参加者 延べ49人	A	健康体操教室（年12回開催） 場 所 人権ふれあいセンター なかよし昼食会（隔月開催） 場 所 人権ふれあいセンター	122	人権推進課

【達成度評価】

A 8割以上

B 4～7割

C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進(あま市女性活躍推進計画)

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
施策⑱ 介護者への支援の充実	「介護者のつどい」による介護者への支援	75	・「介護者のつどい」の開催 要介護者の家族等が介護情報を交換したり交流する場を設け、介護者の負担を軽減する。	市内3か所で「介護者のつどい」を開催した (基目寺地区は毎月1回、七宝・美和地区は隔月で1回の開催)。 基目寺地区:12回開催 延べ133人参加 七宝地区:6回開催 延べ29人参加 美和地区:6回開催 延べ23人参加	A	市内3か所で「介護者のつどい」を開催する。 (基目寺地区は毎月1回、七宝・美和地区は隔月で1回の開催)。	-	高齢福祉課
	交流の場である「ふれあいカフェ(認知症カフェ)」の開催	76	・「ふれあいカフェ(認知症カフェ)」の開催、開催補助 認知症の方やその家族等が悩み事を相談したり情報交換する場を設け、介護者の負担を軽減する。	市内14か所で「ふれあいカフェ」を開催した。 それぞれのカフェに対し運営費の補助や運営状況の確認をし運営の支援をした。また、期間限定でふれあい青空カフェを10月に5日間で計10回開催した。 (定期)開催数:延べ154回開催 延べ3802人参加	A	市内16か所で「ふれあいカフェ」を開催する。 それぞれのカフェに対し運営費の補助や運営状況の確認をし運営の支援をする。 また、期間限定でふれあい青空カフェ開催する。	521	高齢福祉課
施策⑳ 男性が家庭・地域に参画しやすい職場環境づくりの推進	男性職員の育児休暇取得の促進	77	市職員へ育児休暇等の制度内容を周知し、計画的な育児休暇等の取得を促進する。	子が生まれる予定の職員に対して、既存の制度とともに、改正地方公務員育児休業法について周知し、計画的な育児休暇等の取得を促進した。	A	子が生まれる予定の職員に対して、制度について周知し、計画的な育児休暇等の取得を促進する。	-	人事秘書課
	休業や休暇、子育て期間中の短時間勤務等の制度の周知	78	県で登録をされたファミリー・フレンドリー企業を市公式ウェブサイト等に掲載して情報提供する。	市公式ウェブサイト等による情報提供を行った。	A	市公式ウェブサイト等による情報提供を行う。	0	商工観光課
	家庭教育推進協力企業を登録し、市と相互に協力	79	・家庭教育推進協力企業登録制度 家庭教育を応援するための家庭教育読本を活用し、家庭や地域における家庭教育の充実と、企業などの協力を促進する。	企業内での家庭教育の推進を目指して、家庭教育推進協力企業登録制度の登録を募り、企業と行政が一体となって家庭教育の推進を図った。	A	企業内での家庭教育の推進を目指して、家庭教育推進協力企業登録制度の登録を募り、企業と行政が一体となって家庭教育の推進を図る。	-	生涯学習課

【達成度評価】

A 8割以上

B 4～7割

C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進(あま市女性活躍推進計画)

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
基本方針7 誰もが働きやすい職場環境づくり								
施策㉑ 男女の平等な雇用に向けた啓発、情報提供	女性の再就職のためのセミナー等の情報提供	80	女性の再就職のためのセミナー等の情報提供をする。	女性の再就職のためのセミナー等のチラシを窓口を設置した。	A	女性の再就職のためのセミナー等のチラシを窓口を設置する。	—	人権推進課
	男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図る法令制度の周知	81	男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図る法令・制度について、広報、市公式ウェブサイトで周知する。	国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に仕事と家庭生活の両立のための支援体制の整備等を情報提供を行った。	A	国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に仕事と家庭生活の両立のための支援体制の整備等を情報提供を行う。	0	商工観光課
施策㉒ 市職員の職域の拡大	性別に捉われない人事管理の推進	82	性別に捉われず、職員の意欲・能力を活かした人事配置と管理職への登用を行う。	女性の視点を組織として十分に活かし、多様な視点を施策に反映させるため、意欲と能力を活かした人事配置や管理職等への積極的な登用を図った。	A	女性の視点を組織として十分に活かし、多様な視点を施策に反映させるため、意欲と能力を活かした人事配置や管理職等への積極的な登用を図る。	—	人事秘書課
施策㉓ 商工業、農業等自営における男女共同参画の推進	家族経営における適正な労働時間や休日の確保等、就業条件の整備についての普及啓発	83	男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図る法令・制度について、広報、市公式ウェブサイトで周知する。	国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に仕事と家庭生活の両立のための支援体制の整備等を情報提供を行った。	A	国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に仕事と家庭生活の両立のための支援体制の整備等を情報提供を行う。	0	商工観光課
	農業における家族経営協定の締結の促進	84	関係機関と連携し、窓口やウェブサイトにおいて農業における家族経営協定制度の周知を行う。また、対象となる可能性のある人には声掛けする。	関係機関と連携し、窓口やウェブサイトにおいて制度の周知を行った。	A	関係機関と連携し、窓口やウェブサイトにおいて制度の周知を行う。	—	農政課

【達成度評価】

A 8割以上

B 4～7割

C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進(あま市女性活躍推進計画)

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
施策②④ 働きやすい職場環境の整備	巡回労働相談の実施、情報提供	85	・循環労働相談 労使間のトラブル、待遇の問題、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの労働問題全般について、県から派遣された専門員が月1回市役所(分庁舎含む)で相談に応じる。 ・市公式ウェブサイト、広報で巡回労働相談の周知を行う。	予約制で月1回本庁舎で県から派遣された専門員による相談窓口を開設を行った。	A	予約制で月1回本庁舎で県から派遣された専門員による相談窓口を開設する。	0	商工観光課
	社会保険労務士による派遣労働相談	86	・特定社会保険労務士による派遣労働相談 事業主を対象に、社会保険労務士を派遣し、雇用する労働者の休業・雇用問題・年金相談、労使間のトラブル、労働条件の整備等の相談に応じる。	商工会の協力を仰ぎながら派遣労働相談を実施し、仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくりを推進を実施した。	A	商工会の協力を仰ぎながら派遣労働相談を実施し、仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくりを推進を実施する。	0	商工観光課
	女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)について広報に掲載し、パネル展及び市施設のパープルライトアップを実施	87	女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)について広報に掲載し、パネル展及び市施設のパープルライトアップを実施する。	・女性に対する暴力をなくす運動期間 広報掲載 ・女性に対する暴力をなくす運動期間パネル展 開催日 令和7年11月12日(水)～11月25日(火) 場 所 市役所1階市民活動スペース 内 容 「まさか私も?女性の貧困」 ・市施設のパープル・ライトアップ 開催日 令和7年11月12日(水)～11月25日(火) 場 所 市庁舎及びリバーサイドガーデン	A	・女性に対する暴力をなくす運動期間 広報掲載 ・女性に対する暴力をなくす運動期間パネル展 開催日 令和8年11月12日(木)から11月25日(水) 場 所 市役所1階市民活動スペース 内 容 「まさか私も?女性の貧困」 ・市施設のパープル・ライトアップ 開催日 令和8年11月12日(木)から11月25日(水) 場 所 市庁舎及びリバーサイドガーデン	—	人権推進課

【達成度評価】

A 8割以上

B 4～7割

C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標3 誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
基本方針8 高齢者、障がいのある人、外国人市民等への支援								
施策②⑤ 高齢者の社会参画促進	シルバーカレッジ(市内在住または在勤の60歳以上の方を対象)、シルバーカレッジOB会(シルバーカレッジ卒業生を対象)の開催	88	・シルバーカレッジ事業 高齢者の生きがいや健康づくり活動に貢献するとともに、高齢者が本事業を通じて培った知識を生かし、地域発展の一助となるための事業を展開する。	市内在住又は在勤の60歳以上の方を対象にシルバーカレッジを開校し、学習と交流の場を提供するとともに、地域社会に貢献できる人材の育成を行った。 期 間 6月7日(土)から 1月31日(土)まで 講 座 全22回 場 所 シルバーカレッジ教室他 定 員 36名 参加者 33名(卒業生:33名)	A	市内在住又は在勤の60歳以上の方を対象にシルバーカレッジを開校し、学習と交流の場を提供するとともに、地域社会に貢献できる人材の育成を行った。 期 間 6月6日(土)から 1月30日(土)まで 講 座 全23回 場 所 シルバーカレッジ教室他 定 員 36名	3,483	生涯学習課
	スポーツ教室、ラジオ体操の集い、市民歩け歩け会、市民走ろう歩こう会の実施	89	スポーツ教室、ラジオ体操の集い、市民体カテスト、市民歩け歩け会、市民走ろう歩こう会を開催し、高齢者の社会参画を促進する。	スポーツ教室(ボクシングエクササイズ、肩こり・腰痛ケアストレッチ教室、はつらつ健康教室、パスボエキスボ)、市民体カテスト、市民歩け歩け会、ラジオ体操の集い、市民走ろう歩こう会を開催した。	A	スポーツ教室(ボクシングエクササイズ、肩こり・腰痛ケアストレッチ教室、はつらつ健康教室、パスボエキスボ)、市民体カテスト、市民歩け歩け会、ラジオ体操の集い、市民走ろう歩こう会を開催する。	1,049	スポーツ課
	シルバー人材センターへの支援	90	シルバー人材センターの運営費を補助する。	シルバー人材センターの運営費を補助した。 補助額:33,000千円	A	シルバー人材センターの運営費を補助する。	33,123	高齢福祉課
	老人クラブ活動への支援	91	老人クラブの活動費を補助する。	老人クラブの活動費を補助した。 補助額:8,325千円	A	老人クラブの活動費を補助する。	8,272	高齢福祉課
	ボランティア活動の啓発による社会参加の促進	92	個人ボランティア登録の推進 市民活動祭への参画を促す	個人ボランティア登録制度を運用し、市民活動団体とのマッチングを実施している。 市民活動祭への参画を促し、活動の場を創出している。	A	個人ボランティア登録制度を運用し、市民活動団体とのマッチングを実施する。 市民活動祭への参画を促し、活動の場を創出する。	-	企画政策課

【達成度評価】

A 8割以上

B 4～7割

C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標3 誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
施策②⑥ 高齢者の生活自立のための取組	外出の際の緊急時の連絡先などを記載できる安心カードの普及	93	外出の際の緊急時の連絡先などを記載できる安心カードを地域包括支援センターはじめ各地区の福祉センター、福祉会館や保健センターに配布する。また、ダウンロードにより市公式ウェブサイトからも発行ができるようにする。	安心カードを地域包括支援センターはじめ各地区の福祉センター、福祉会館や保健センターに配布した。また、民生委員児童委員が高齢者実態把握の際に必要な者に配布してもらった。また、ダウンロードにより市公式ウェブサイトからも発行ができるように整備済み。	A	安心カードを地域包括支援センターはじめ各地区の福祉センター、福祉会館や保健センターに配布する。また、民生委員児童委員が高齢者実態把握の際に必要な者に配布してもらう。	-	高齢福祉課
	高齢者虐待防止に関する周知啓発	94	高齢者虐待の現状や虐待を発見した場合の通報義務等について、広報誌に掲載するとともに、市内で街頭啓発を実施し、周知と啓発する。	毎月の広報誌に記事を掲載するとともに、市内3地区6か所で街頭啓発を実施し、周知と啓発を行った。 【街頭啓発実績】 11月12日 基目寺地区2か所 11月5日 美和地区2か所 11月6日 七宝地区2か所	A	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を広報誌及び街頭啓発で周知する。	567	高齢福祉課
	高齢者の権利擁護の支援	95	・高齢者の成年後見制度の活用促進 成年後見制度に関するパンフレットにより制度を周知する。市町村申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等をする。	権利擁護センターと連携して成年後見制度の活用を促進した。また、低所得の高齢者に成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を4件(うち1件却下)実施した。	A	権利擁護センターと連携して成年後見制度の活用を促進する。また、低所得の高齢者に成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成をする。	2,802	高齢福祉課
	ICTを活用した医療と介護サービスの連携	96	・ICTを活用した医療と介護サービスの連携 ICTを活用した医療・介護連携を推進するため電子@連絡帳システム「つながろまい“あま”」の構築を行い他職種の連携を図る。	医療・介護連携を推進するために、電子@連絡帳システム「つながろまい“あま”」を活用し他職種間の連携を図った。	B	医療・介護連携を推進するために、電子@連絡帳システム「つながろまい“あま”」を活用し他職種間の連携を図る。	3,300	高齢福祉課
	認知症予防講座の実施	97	認知症予防講座を開催し、認知症予防の正しい知識と自宅で継続可能な運動や脳トレーニング等を紹介する。	市内の高齢者サロン等に出向き「認知症予防講座」を実施した。 実施回数:8回 延べ203人参加	A	市内の高齢者サロン等に出向き「認知症予防講座」を実施する。	-	高齢福祉課
	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(フレイル予防に着目した健康教室や健康相談)	98	・笑って元気スクールの開催とハイリスク者訪問の実施 フレイル予防や認知症予防を中心とした内容の「笑って元気スクール」を保険医療課・健康推進課と連携して実施する。ハイリスク者訪問は医療未受診でシニアいきいきアンケート未返信などのハイリスク者に対し保険医療課と同道訪問を実施する。	市内の高齢者サロンや老人クラブの集会など高齢者が集まる場所にてフレイル予防教室を保険医療課及び健康推進課が16回実施し、延べ469人参加した。また、ハイリスク者に対し保険医療課と同道訪問を2人に対し実施した。	A	市内のふれあいいきいきサロンや老人クラブの集会など高齢者が集まる場所にてフレイル予防教室を保険医療課及び健康推進課が実施する。また、ハイリスク者に対し保険医療課と同道訪問を実施する。	-	高齢福祉課

【達成度評価】

A 8割以上
B 4～7割
C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標3 誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
施策②⑥ 高齢者の生活自立のための取組	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(フレイル予防に着目した健康教室や健康相談)	99	健康寿命の延伸のため、後期高齢者医療加入者のフレイルに着目し、健康状態や生活機能の課題に対して、介護保険の介護予防事業と連携した取組を実施する。	健康状態が不明な者を対象に保健師等による個別訪問(2件)を実施し、健康状態の確認や必要に応じた受診勧奨等を行った。また、高齢者の集う通いの場で、フレイル予防及び認知症予防についての健康教育及び健康相談を実施(35か所、延べ4767人)した。	A	健康状態が不明な者を対象に保健師等による個別訪問を実施し、健康状態の確認や必要に応じた受診勧奨等を行う。また、高齢者の集う通いの場で、フレイル予防及び認知症予防についての健康教育及び健康相談を実施する。	92,151	保険医療課
	権利擁護センターを運営し、成年後見制度の利用を促進	100	権利擁護センターにおいて、成年後見制度に関する相談支援を行うほか、成年後見制度を広く周知するための講演会や研修会を実施する。また、市長申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成などの相談に応じる。	講演会を開催したり、郵便局への出前講座などで成年後見制度の説明を行ったり、広報・啓発を行い、相談に繋がった。また、報酬助成に関する相談にも対応した。 延べ相談件数:662件 講演会 内容:元気なうちに備えておきたい将来のこと ～任意後見制度と死後事務委任契約～ 開催日:令和8年1月24日 場 所:あま市役所 D会議室 参加者:70人 その他広報・研修会 6件 報酬助成に関する相談対応件数 23件	A	権利擁護センターにおいて成年後見制度に関する相談支援を行うほか、制度やセンターを広く周知するための講演会や研修会を開催する。また、制度を必要とする人が適切に利用できるように、申立てに要する費用や後見人等報酬の助成についても相談に応じる。	1,007	社会福祉課
	40歳以上の方(要介護認定者を除く)を対象に健康増進及び介護予防や健康相談の実施	101	がん検診事業 成人保健事業 ・各種がん検診の実施 ・健康相談の実施 ・健康増進事業の実施	・各種がん検診の集団(3保健センター)および個別(医療機関)での実施 ・健康相談:6か所 計38回 289人 ・一体的事業(フレイル予防教室)の実施:計15回 413人	A	・各種がん検診の集団(3保健センター)および個別(医療機関)での実施 ・健康相談実施 ・一体的事業(フレイル予防教室)の実施	145,164	健康推進課

【達成度評価】

A 8割以上
B 4～7割
C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標3 誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
施策②⑥ 高齢者の生活自立のための取組	運動教室【(ワクワクからだ教室)】、健康相談、栄養教室(低栄養予防)の実施	102	成人保健事業 ・運動教室の実施 ・健康相談の実施	ワクワクからだ教室:3か所1回/月 計36回 764人 ・健康相談:6か所 計38回 289人	A	ワクワクからだ教室、健康相談は健康推進課健康増進事業として継続(年齢対象:40歳以上)	325	健康推進課
	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(フレイル予防に着目した健康教室や健康相談)	103	健康増進事業 ・健康相談、栄養相談、歯科相談の実施 ・介護、フレイル予防教室の実施	・健康相談:6か所 計38回 289人 ・栄養相談:7人 ・歯科相談:2人 ・一体的介護予防(フレイル予防教室):413人	A	・フレイル予防教室・サロン、老人クラブ等へ訪問しフレイル予防教室の実施 ・出前講座によるフレイル予防周知啓発実施	-	健康推進課
	転倒骨折予防のためのストレッチ、体操教室、なかよし昼食会の推進	104	・転倒骨折予防のためのストレッチ、体操教室「筋力アップ体操体操教室」 ・食生活改善を目的とした昼食会事業「なかよし昼食会」	筋力アップ体操教室(年12回開催) 場 所 人権ふれあいセンター 参加者 延べ119人 なかよし昼食会(年6回(隔月)開催) 場 所 人権ふれあいセンター 参加者 延べ48人	A	健康体操教室(年12回開催) 場 所 人権ふれあいセンター なかよし昼食会(年6回(隔月)開催) 場 所 人権ふれあいセンター	210	人権推進課
	消費者被害未然防止のための情報提供	105	地域における消費者被害を未然に防ぐために、地域の関係者や専門機関等と連携し、必要な情報提供を行う。	消費者被害を未然に防止するため、海部地域消費生活センターの紹介など、必要な情報提供をした。あま市消費者安全確保地域協議会を実施し、関係者による意見交換を行った。	A	消費者被害を未然に防止するため、海部地域消費生活センターの紹介など、必要な情報提供をする。あま市消費者安全確保地域協議会を実施し、関係者による意見交換を行う。	0	商工観光課
	消費生活相談の実施	106	地域における消費者被害を未然に防ぐために、地域の関係者や専門機関等と連携し、必要な情報提供を行う。	海部地域消費生活センターからの出張相談を実施し、消費者の相談に対応を行った。	A	海部地域消費生活センターからの出張相談を実施し、消費者の相談に対応を行う。	0	商工観光課
施策②⑦ 高齢者の現状把握と相談業務の充実	高齢者や家族に対する総合的な相談支援	107	・総合相談支援事業 地域包括支援センターにおいて、高齢者やその家族に対して総合的な相談窓口を開設している。	地域包括支援センターにおいて、高齢者やその家族に対して総合的な相談窓口を開設し、相談業務を実施した。 直営型地域包括支援センター 相談件数:延べ2,067件 委託型地域包括支援センター 相談件数:延べ10,228件	A	地域包括支援センターにおいて、高齢者やその家族に対して総合的な相談窓口を開設し、相談業務を実施する。	79,212	高齢福祉課
	高齢者虐待対応マニュアルの活用	108	あま市高齢者虐待対応マニュアルに沿って、高齢者虐待に適切に対応する。	高齢者虐待が疑われる事案が発生した際は、あま市高齢者虐待対応マニュアルに沿って、適切に対応した。	A	あま市高齢者虐待対応マニュアルに沿って、高齢者虐待に適切に対応する。	-	高齢福祉課
	高齢者地域見守り体制の充実(高齢者地域見守り協定)	109	協定締結事業者に気になる高齢者についての情報提供をしてもらい、孤独死を未然に防いだり、適切なサービスを使用していけるよう支援する。	あま市内の高齢者にかかわる事業者との協定締結を拡充するとともに、情報提供があったケースについて必要な支援につながり、見守りを行った。	A	あま市内の高齢者にかかわる事業者との協定締結を拡充するとともに、情報提供があったケースについて必要な支援を行う。	-	高齢福祉課

【達成度評価】

A 8割以上

B 4～7割

C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標3 誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
施策⑳ 障がいのある人の人権に関する意識啓発	広報、市公式ウェブサイト等による障がいのある人の人権に関する情報提供と意識啓発	110	障害者差別解消法や障がいのある人の人権について理解を深めるため、広報誌や市公式ウェブサイト等で周知し、啓発物の配布や講座を開催する。 ・啓発パンフレットを各施設の窓口に配置 ・啓発パンフレットを配布 ・市民人権講座の開催	・啓発パンフレットを各施設の窓口に配置した。 ・啓発パンフレットを配布した。 ・「人権特集号」39,000部作成、市内全戸配布、市内小中学校に配布した。 ・「人権まんが冊子」1,000部作成、市内小学校6年生に配布した。	A	・啓発パンフレットを各施設の窓口に配置する。 ・啓発パンフレットを配布する。	—	人権推進課
施策㉑ 障がいのある人の社会生活力向上のための取組	障がいのある人の社会参加を一層推進するための支援	111	手話通訳者、要約筆者等の派遣の充実を図り、効果的なコミュニケーション支援を促進する。	必要に応じ、手話通訳者等の派遣を行った。	A	引き続き手話通訳者等の派遣を行う。	397	障がい福祉課
	外出に伴う支援や補装具等の給付	112	・移動支援の利用料及び移動機能の補完を目的とした補装具費の給付 移動支援事業により外出の支援や車椅子等の支給により外出を容易にする。	要件を満たす対象者に対して移動支援の利用料の補助、車椅子等の支給を行った。	A	引き続き対象者に対して移動支援の利用料の補助、車椅子等の支給を行った。	12,887	障がい福祉課
	日中活動の場及び短期入所等サービスの提供	113	・地域活動支援センター事業の利用案内 地域活動支援センター事業を活用し、創作的活動や生産活動、地域との交流促進などの活動の場の確保を図る。	利用希望の対象者に、地域活動支援センターの申請手続き案内し、利用料の補助を行った。	A	引き続き利用希望の対象者に、地域活動支援センターの申請手続き案内し、利用料の補助を行う。	66,284	障がい福祉課
	就労促進のための情報提供と相談支援	114	就労を希望される方に対して近隣地域の求人情報を提供するために窓口で閲覧できるようにする。また、相談窓口を設置し、就業に関する様々な相談に応じる。	海部障害者就業・生活支援センターと連携し、市役所庁舎に就労相談窓口を月2回開設し、障がいのある人の相談に応じた。	A	引き続き海部障害者就業・生活支援センターと連携し、就業相談窓口で障がいのある人の相談に応じる。	—	障がい福祉課
	手話通訳者による窓口対応や派遣等	115	・障がい福祉課にて手話通訳者の配置 毎週月曜日の午前9時から正午まで、木曜日の午前9時から正午、午後1時から4時まで設置。	手話通訳者を設置した。	A	引き続き障がい福祉課窓口到手話通訳者の設置する。	665	障がい福祉課
	手帳交付時、手当等該当している福祉制度について説明を実施	116	手帳交付時、手当等該当している福祉制度について説明を行い、申請案内を行う。	あま市障がい福祉はんどぶつくを作成し、手帳交付時、窓口にて手当等福祉制度について説明および申請手続きの案内を行った。	A	引き続きあま市障がい福祉はんどぶつくを利用し、手帳交付時に窓口にて手当等福祉制度について説明および申請手続きの案内を行う。	185	障がい福祉課
	スポーツ・レクリエーション・文化活動を行う場の提供	117	スポーツ教室、ラジオ体操の集い、市民走ろう歩こう会を開催し、障がいのある方の社会参画を促進する。	スポーツ教室（パラスポエキスポ）、ラジオ体操の集い、市民走ろう歩こう会を開催した。	A	スポーツ教室（パラスポエキスポ）、ラジオ体操の集い、市民走ろう歩こう会を開催する。	193	スポーツ課
	一定以上の障がいのある人が医療機関を受診した際の自己負担額助成	118	身体障害者手帳・療育手帳所持者で一定の条件に該当する方、自閉症状群と診断された方の保険診療による、入・通院医療費自己負担額を助成する。	心身に障がいのある人に医療費の給付が行われたときに、その自己負担額を助成することにより、心身に障がいのある人の福祉の増進を図った。 受給者数 953人	A	心身に障がいのある人に医療費の給付が行われたときに、その自己負担額を助成することにより、心身に障がいのある人の福祉の増進を図る。	175,773	保険医療課

【達成度評価】

A 8割以上
B 4～7割
C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標3 誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
施策③⑩ 地域福祉推進のネットワークの構築	海部東部障害者総合支援協議会の機能の充実	119	海部東部障害者総合支援協議会社会資源部会にて作成した災害マニュアルの普及啓発活動を行う。	あま市障がい者支援協議会そうだん部会において、災害マニュアルの普及啓発活動を行った。 対象者 障がい者の家族、施設職員等	A	あま市障がい者支援協議会そうだん部会において、引き続き災害マニュアルの普及啓発活動について検討を行う。	566	障がい福祉課
	権利擁護センターを運営し、成年後見制度の利用を促進	120	権利擁護センターにおいて、成年後見制度に関する相談支援を行うほか、成年後見制度を広く周知するための講演会や研修会を実施する。また、市長申立てに係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成などの相談に応じる。	延べ相談件数:662件 講演会 内容:元氣なうちに備えておきたい将来のこと～任意後見制度と死後事務委任契約～ 開催日:令和8年1月24日 場 所:あま市役所 D会議室 参加者:70人 その他広報・研修会 6件 報酬助成に関する相談対応件数 23件	A	権利擁護センターにおいて成年後見制度に関する相談支援を行うほか、制度やセンターを広く周知するための講演会や研修会を開催する。また、制度を必要とする人が適切に利用できるように、申立てに要する費用や後見人等報酬の助成についても相談に応じる。	1,007	社会福祉課
施策③⑪ 外国人が安心して暮らせるための環境づくり	多言語による防災ガイド・避難所マップ、生活ガイドブックの配布	121	外国人市民に対して多言語による防災情報等の提供や、防災意識の向上を目的として、避難所マップが掲載されたりフレッツを作成・配布する。 ・「防災ポケットガイド・避難所マップ」を活用し、防災情報等の提供や、防災意識の向上を図る。	市公式ウェブサイト上の情報を翻訳することで対応している。	A	市公式ウェブサイト上の情報を翻訳することで対応する。	-	企画政策課
	市公式ウェブサイトにおける多言語表記の実施	122	市公式ウェブサイトに多言語表記を実施する	英語、中国語、韓国語、ポルトガル語に対応した。 ※スマートフォン専用サイトでも対応可能。	A	英語、中国語、韓国語、ポルトガル語に対応する。 ※スマートフォン専用サイトでも対応する。	-	人事秘書課
	市民団体による外国人を対象とする日本語教室の充実	123	・外国人を対象とする日本語教室の実施 あま市国際交流協会を通じた、日本語教室(美和日本語教室、JJJにほんごくらぶ)を開催する。	あま市国際交流協会に補助金を交付し、日本語教室について、財政的な支援をした。	A	あま市国際交流協会に補助金を交付し、日本語教室について、財政的な支援を行う。	-	企画政策課
	市民団体との連携による国際交流事業の推進	124	・国際交流事業、国際化推進事業の実施 あま市国際交流協会を通じた、世界の料理教室、ワールドサロン、イベントへの出展等を実施する。 あま市国際交流DAYを開催する。	あま市国際交流協会に補助金を交付し協会が主催する世界の文化体験、ワールドサロン、イベントへの出展等の財政的な支援をした。 あま市国際交流DAYの開催。(令和8年3月15日開催)	A	あま市国際交流協会に補助金を交付し協会が主催する世界の文化体験、ワールドサロン、イベントへの出展等の財政的な支援を行う。	930	企画政策課
	外国語版「あま市ごみの分別と出し方のルール」の活用と、市指定ゴミ袋へのQRコード掲載による周知	125	冊子の発行。窓口、電話等での問い合わせに対し情報の取得方法を案内。 外国語版にすることにより、外国人でも理解ができ、図等も併せて案内をする。冊子をもっていない方もゴミ袋のみで詳しく調べることができる。	・「あま市ごみの分別と出し方のルール」については在庫で対応可能であったため新たな印刷は行わなかった。 ・粗大ごみ案内を翻訳し、あま市ごみナビ(WebGIS)に掲載(17か国語)。	A	・「あま市ごみの分別と出し方のルール」については2か国語(中国語・ポルトガル語)計1,000部印刷。 ・粗大ごみ案内を翻訳し、あま市ごみナビ(WebGIS)に掲載(17か国語)。	204	環境衛生課

【達成度評価】

A 8割以上

B 4～7割

C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標3 誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
施策⑳ 外国人児童生徒の教育への配慮	必要に応じた日本語個別指導	126	・必要に応じた日本語指導とスクールサポーターの配置 中国語・トルコ語等の生徒に対して、語学相談員としてスクールサポーターを配置する。	外国語を母国語とする児童生徒に対して、語学支援を行うスクールサポーターが日常生活等に使用する語学のサポートを行った。	A	・必要に応じた日本語指導とスクールサポーターの配置 中国語・トルコ語等の生徒に対して、語学相談員としてスクールサポーターを配置する。	9,156	学校教育課
	スクールサポーターによる外国人児童生徒への教育支援	127	各学校に規模に応じてスクールサポーターを配置し、外国人児童生徒の教育支援をする。	各学校に規模に応じてスクールサポーターを配置した。	A	各学校に規模に応じてスクールサポーターを配置し、外国人児童生徒の教育支援をする。	129,150	学校教育課
施策㉑ ひとり親等生活困窮者への支援	母子・父子自立支援員による就業相談	128	母子・父子自立支援員を配置し、自立支援に向けた、就業・子育てに関する相談に対応する。	母子・父子自立支援員の配置 母子家庭等相談及び就業相談件数 296件	A	母子・父子自立支援員の配置	3,712	子ども福祉課
	母子家庭等自立支援給付金の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付事業の実施	129	母子家庭等自立支援給付金支給事業の実施 「自立支援教育訓練給付金事業」 職業能力の開発支援をし経済的自立促進を図るための給付金 「高等職業訓練促進給付金等事業」 就職に有利で生活安定に資する資格取得を図るための促進費 「母子父子寡婦福祉資金」 母子父子寡婦の自立支援と児童福祉増進に必要な資金の貸付事業	自立支援教育訓練給付金事業 1件 高等職業訓練促進給付金等事業 2件 母子父子寡婦の自立支援と児童福祉増進に必要な資金の貸付事業 0件	A	自立支援教育訓練給付金事業 高等職業訓練促進給付金等事業 母子父子寡婦の自立支援と児童福祉増進に必要な資金の貸付事業	3,913	子ども福祉課
	生活に関わるあらゆる相談にきめ細かに対応するための母子家庭等相談の実施	130	母子・父子自立支援員がひとり親の自立に向けた、就業・子育てに関する相談・支援をする。 ・母子家庭等相談 ・母子家庭等就業相談	母子・父子自立支援員による自立支援に向けた、就業・子育てに関する相談を実施した。 母子家庭等相談件数 296件 母子家庭等就業相談件数 123件	A	母子・父子自立支援員による自立支援に向けた、就業・子育てに関する相談を実施する。	3,712	子ども福祉課
	児童扶養手当や遺児手当(県市)の支給	131	離婚等の理由により、新たにひとり親家庭となった方からの相談に対し、児童扶養手当や遺児手当(県・市)の申請を案内する。	児童扶養手当や遺児手当(県・市)の申請案内 新規申請件数:81件	A	児童扶養手当や遺児手当(県・市)の申請案内を行う。	33,293	子ども福祉課
	ひとり親家庭の子どもへの生活・学習支援	132	ひとり親家庭の子どもと親が抱えている諸問題に対応し、学習及び進学意欲の向上を図るため、大学生等のボランティアによる学習支援や相談等を行い、学力と社会適応力を向上させ、ひとり親家庭の子どもの将来的な生活安定を図る。	ひとり親世帯の中学生を対象とした大学生等のボランティアによる学習支援や相談等を実施した。	A	ひとり親世帯の中学生を対象とした大学生等のボランティアによる学習支援や相談等を実施する。	8,150	子ども福祉課
	女性の再就職のためのセミナー等の情報提供	133	女性の再就職のためのセミナー等の情報提供をする。	女性の再就職のためのセミナー等のチラシを窓口を設置した。	A	女性の再就職のためのセミナー等のチラシを窓口を設置する。	—	人権推進課

【達成度評価】

A 8割以上
B 4～7割
C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標3 誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
施策③ ひとり親等生活困窮者への支援	医療費の自己負担額助成	134	18歳以下の児童を扶養している母子・父子家庭の方、又は父母のいない児童の保険診療による、入通院医療費自己負担額を助成する。	ひとり親家庭の親子等に医療の給付が行われたとき、その自己負担額を助成することにより、ひとり親家庭の母及び父並びに児童の生活を支援した。 受給者数 1,459人	A	ひとり親家庭の親子等に医療の給付が行われたとき、その自己負担額を助成することにより、ひとり親家庭の母及び父並びに児童の健康の保持増進を図る。	85,765	保険医療課
	就学援助費の支給	135	経済的な理由で子どもを通学させるのにお困りの方に学用品等就学に必要な経費の一部を援助する。	経済的な理由で子どもを通学させるのにお困りの方に学用品等就学に必要な経費の一部を援助した。	A	経済的な理由で子どもを通学させるのにお困りの方に学用品等就学に必要な経費の一部を援助する。	79,281	学校教育課
	生活困窮者への支援	136	生活困窮者自立支援事業において、ひとり親に限らず、生活や福祉に困っている方に相談支援を実施する。	ワンストップ型の相談窓口として、生活に困っている方へ情報提供、関係機関と連携を図り、状況に応じた伴走型支援を実施した。来所が困難な方については、自宅や施設へ訪問して対応した。相談者が早期の自立した生活につながるよう支援した。また、地域において関係機関等が把握している困窮が疑われる個々のケースの情報共有や必要な支援体制を検討した。 新規相談件数 254件 プラン作成件数 42件	A	ワンストップ型の相談窓口として、生活に困っている方へ情報提供、関係機関と連携を図り、状況に応じた伴走型支援をする。来所が困難な方については、自宅や施設へ訪問して対応する。相談者が早期の自立した生活につながるよう支援する。また、地域において関係機関等が把握している困窮が疑われる個々のケースの情報共有や必要な支援体制を検討する。	25,230	社会福祉課
施策④ 性の多様性と性的マイノリティへの理解促進	性的指向・性自認(性同一性)の多様性(SOGI)について理解を深めるための講座の開催や、啓発物の配布	137	性的指向・性自認(性同一性)の多様性(SOGI)について理解を深めるため、啓発物の配布や、講座を開催する。	・啓発パンフレットを各施設の窓口に配置 ・啓発パンフレットを配布 ・人権施策推進本部員及び幹事人権研修一ファミリーシップ宣誓制度について 日時:令和8年1月30日(金) 場所:市役所 内容:ファミリーシップ宣誓制度について	A	・啓発パンフレットを各施設の窓口に配置 ・啓発パンフレットを配布	—	人権推進課
	性的マイノリティ(LGBT等)の人権に関する講座の開催や、啓発物の配布	138	性的指向・性自認(性同一性)の多様性(SOGI)について理解を深めるため、啓発物の配布や、講座を開催する。	・啓発パンフレットを各施設の窓口に配置 ・啓発パンフレットを配布 ・人権施策推進本部員及び幹事人権研修一ファミリーシップ宣誓制度について 日時:令和8年1月30日(金) 場所:市役所 内容:ファミリーシップ宣誓制度について	A	・啓発パンフレットを各施設の窓口に配置 ・啓発パンフレットを配布	—	人権推進課

【達成度評価】

A 8割以上
B 4～7割
C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標3 誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
基本方針9 複合的に困難な状況に置かれている人への支援								
施策③⑤ 複合的に困難な状況に置かれている人への理解促進	広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による情報の提供	139	啓発パンフレットなどの資料をはじめ、広報誌や、市公式ウェブサイトなどの各種媒体を活用し、複合的に困難な状況に置かれている人への理解について啓発する。	・市公式ウェブサイトの内容の充実に努めた ・「人権週間特集号」39,000部作成、市内全戸配布、市内小中学校に配布した。 ・「人権まんが冊子」1,000部作成、市内小学校6年生に配布した。 ・懸垂幕の掲示(人権週間) ・啓発冊子の購入 ・ビデオライブラリーの周知拡大	A	・啓発冊子を市内公共施設等に配布するとともに、最新の人権状況を踏まえた情報の提供に努める。 ・市公式ウェブサイトの内容の充実に努める。 ・啓発パンフレット - 人権週間特集号38,000部(各戸配布) - 人権講演会、市内小中学校 ・人権まんが冊子1,000部(市内小学6年生) ・懸垂幕の掲示(人権週間) ・啓発冊子の購入 ・ビデオライブラリーの周知拡大	1,723	人権推進課
	人権の尊重に関する講演会、映画会、パネル展示、セミナー等の開催	140	市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりの場となる講演会・映画会やパネル展示、セミナーなどを開催する。 ・人権講演会、人権作文発表 ・啓発パネル、啓発作品の展示	人権講演会 開催日 令和7年11月30日(日) 場 所 美和文化会館 内 容 外国人の人権について 講 師 にしゅんた その他 中学生による人権作文発表 参加人数 123人 市民人権講座 ①①ハンセン病について 開催日 令和7年7月9日(水) 場 所 あま市役所 参加人数 138人(職員25人含) ②障がいのある人や高齢者に関する人権について 開催日 令和6年10月29日(水) 場 所 基日寺総合体育館 参加人数 45人(職員30人含) ③ジェンダー平等について 開催日 令和8年1月14日(水) 場 所 人権ふれあいセンター 参加人数 63人(職員24人含む)	B	人権講演会 開催日 令和8年11月29日(日) 場 所 基日寺公民館 映 画 お母さんの被爆ピアノ 講 話 ピアノ所有者、映画監督 その他 ピアノ演奏、人権作文発表 市民人権講座 ①ハンセン病療養所現地学習 開催日 令和8年10月8日(木) 場 所 静岡県駿河療養所 ②ハッピートークについて 開催日 令和8年10月21日(水) 場 所 七宝焼アートヴィレッジ ③(公)人権教育啓発センター「会員共済事業」 開催日 令和9年1月予定 場 所 人権ふれあいセンター	1,204	人権推進課
	国、県、市の施策・政策の市の公共施設等における周知	141	・市の公共施設等で行政情報を掲示 国、県、市の施策・政策が複合的に困難な状況に置かれている人へにも周知されるよう配慮して市の公共施設等で周知する。	市の公共施設等で行政情報を掲示した。	A	市の公共施設等で行政情報を掲示する。	—	人権推進課
	人権尊重の精神を身につけるための人権教育の実施	142	道徳の時間を充実させ、実践活動を実施する。そのための研修会を実施する。	道徳の授業を充実させるため、実践活動を実施し、また、教職員向けに研修を実施した。	A	道徳の時間を充実させ、実践活動を実施した。そのための研修会を実施する。	—	学校教育課

【達成度評価】

A 8割以上

B 4～7割

C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標3 誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
施策③⑥ 相談体制の充実	広報、市公式ウェブサイト等を利用した相談開催日の周知	143	広報や、市公式ウェブサイト等に相談開催日時や場所等を掲載し、周知する。	広報、市公式ウェブサイト等に相談開催日を掲載した。	A	広報や、市公式ウェブサイト等に相談開催日時や場所等を掲載し、周知する。	—	関係各課
	相談関係機関との連携強化	144	虐待防止ネットワーク協議会や担当者会議を開催し、各機関が連携する。緊急対応が必要な事例や複雑な事例に対しては、各関係機関が迅速に対処する。	・虐待等防止ネットワーク協議会の開催 令和8年2月3日 ・虐待等防止ネットワーク協議会実務者会議の開催 4月14日、6月9日、8月12日、10月14日、12月8日、令和8年2月9日 ・街頭啓発活動の実施 11月12日基日寺地区2か所、11月5日美和地区2か所、11月6日七宝地区2か所 ・高齢者虐待に関する講演会の開催 令和7年10月23日午後2時から 市役所2階D会議室 ・個別ケース検討会議(高齢者)の開催 4月21日、5月27日、6月24日、7月22日、8月26日、9月22日、10月27日、11月25日、12月23日、令和8年1月27日、2月24日、3月24日	A	虐待等防止ネットワーク協議会、担当者会議 虐待等防止ネットワーク協議会(令和9年2月)実務者会議(年6回)偶数月 虐待に関する講演会(年1回時期未定) 街頭啓発活動(11月) 要保護児童実務者会議 個別ケース検討会議(要保護児童関係、障がい児者関係、高齢者関係)	567	関係各課 高齢福祉課
	複合的な課題やニーズに対応するための重層的支援体制の整備	145	複合的な課題やニーズに対応するための重層的支援体制を整備する。 地域共生社会の実現、重層的支援体制整備、多機関協働といった、新しい地域づくりに向けた取組を展開するに当たり、その体制を整える。	重層的支援体制整備事業を9年度から開始できるように、他市への視察を1回行った。また、係内で打合せを7回行った。	B	実施に向けて引き続き取り組む。	—	社会福祉課 関係各課
	複合的な課題やニーズに対応できるよう、各分野の相談員を対象とした研修の実施	146	複合的な課題やニーズに対応できるよう、各分野の相談員を対象とした研修を実施する。相談員を対象とした研修会へ参加し、資質向上を図る。	実施せず	C	地域共生社会の実現、重層的支援体制整備、多機関協働に向け、福祉部のほか、関係各課と事務調整会議(仮称)を実施する	—	関係各課

【達成度評価】

A 8割以上
B 4～7割
C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標3 誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
基本方針10 生涯を通じた女性のこころとからだの健康支援								
施策③⑦ 健康増進事業の推進	各種検診健康診査の実施	147	がん検診等事業 ・各種がん検診の実施 ・歯と口腔の健診 ・30・35歳健診	・各種がん検診等の実施(集団・個別) ・胃がん健診 3,133人 ・肺がん検診 5,733人 ・大腸がん検診 5,422人 ・前立腺がん検診 2,381人 ・子宮がん検診 1,648人 ・歯と口腔の健診 175人 ・30・35歳健診 109人	A	がん検診等事業 ・各種がん検診の実施 ・歯と口腔の健診 ・30・35歳健診	136,684	健康推進課
	健康教室の開催	148	健康増進事業 ・いきいき体操の実施 ・食生活改善推進員による教室 ・ウォーキングあま	・いきいき体操(七宝保健センター):149回 1,451人 ・ウォーキングあま:9回 153人 ・食育ボランティアによる、料理教室:2回 12人、 食育教育:4回 44人	A	・いきいき体操の実施 ・ウォーキングあまの実施 ・食育ボランティアによる料理教室及び食育教育	72	健康推進課
	健康相談の実施	149	健康増進事業 ・健康相談、栄養相談、歯科相談、こころの相談室(随時)	・随時実施 ・健康相談:6か所 計38回 289人 ・栄養相談:7人 ・歯科相談:2人 ・こころの相談:3人	A	健康増進事業 ・健康相談、栄養相談、歯科相談、こころの相談室(随時)	73	健康推進課
	健康づくりボランティアの活動支援	150	健康増進事業 健康づくりボランティア(活き生き推進隊・食生活改善推進員)の活動支援	・健康づくりボランティア(活き生き推進隊)の活動支援を実施:28回 219人 ・健康づくりボランティア(食育ボランティア)の活動支援を実施:美和15回124人、基目寺20回67人	A	健康づくりボランティア(活き生き推進隊、食育ボランティア)の活動支援	-	健康推進課
	がん予防をはじめとした生活習慣の知識の普及	151	がん検診事業 各種がん検診等の実施及び、がん予防や生活習慣改善のための周知啓発	・検診や各種イベントでのがんやCOPDなどの生活習慣病予防のリーフレットの配布(130人)や、ポスターの掲示。 ・広報に関連記事を掲載。	A	・がん検診の周知啓発 医療機関や各種施設でのポスター掲示、 母子健診、イベントでのチラシ等の配付、 ・COPD、子宮がん検診、乳がん自己検診等の冊子配布 ・市公式ウェブサイト、広報等に関連記事を掲載	141	健康推進課
	公認心理師による心の悩みなどの個別相談の実施	152	自殺対策事業 ・精神保健相談の実施 ・こころの相談室の実施	・精神保健相談会:1回 2人 ・こころの相談室:3回 3人	A	・精神保健相談会2回 ・こころの相談室(随時)	120	健康推進課

【達成度評価】

A 8割以上

B 4～7割

C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標3 誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
施策⑳ 地域スポーツの推進	気軽に参加できるスポーツイベントの開催	153	スポーツ教室、ラジオ体操の集い、市民歩け歩け会、市民走ろう歩こう会を開催し、女性の社会参画を促進する。	スポーツ教室(親子体操教室・託児、ボクシングエクサイズ、肩こり・腰痛ケアストレッチ教室、夏休み小学生スポーツ教室、はつらつ健康教室、ふれあいスポーツ、元仮面ライダー俳優が教えるアクション教室、パラスポエキスポ)、ラジオ体操の集い、市民走ろう歩こう会を開催した。	A	スポーツ教室(親子体操教室・託児、ボクシングエクサイズ、肩こり・腰痛ケアストレッチ教室、夏休み小学生スポーツ教室、はつらつ健康教室、ふれあいスポーツ、元仮面ライダー俳優が教えるアクション教室、パラスポエキスポ)、ラジオ体操の集い、市民走ろう歩こう会を開催する。	2,210	スポーツ課
	スポーツを推進している団体への支援	154	スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブへ補助金を交付する形で支援する。	スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブへ補助金を交付した。	A	スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブへ補助金を交付する。	9,850	スポーツ課
施策㉑ 母子保健事業の充実	妊婦健康診査費用の助成	155	・妊婦健診事業 母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票を配布する。	R7年度妊娠届出者566名、転入妊婦48名に対して妊婦健康診査受診票を交付した。	A	・妊婦健診事業 母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票を配布する。	57,218	健康推進課
	産後健康診査費用の助成	156	・妊婦健診事業 母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票を配布する。	R7年度妊娠届出者566名、転入産婦48名に対して産婦健康診査受診票を交付した。	A	・妊婦健診事業 母子健康手帳交付時に産婦健康診査受診票を配布する。(R7年度より産婦健康診査2回へ増やした。	5,830	健康推進課
	妊娠中の不安の軽減のための家庭訪問	157	・母子保健事業 ・利用者支援事業 妊娠中の不安、出産後の育児に関する悩みなど支援の必要な妊婦を家庭訪問し、不安の軽減、虐待予防を図る。	支援の必要な妊婦についての妊婦訪問を実施した。コーディネーター、地区担当保健師や助産師訪問(産前産後サポート事業)を4名実施した。	A	支援の必要な妊産婦にコーディネーターや保健師、助産師(産前産後サポート事業)が訪問を実施する。また、養育支援訪問の導入をする。	104	健康推進課
	出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待の予防を目的とした「こんにちは赤ちゃん訪問」の実施	158	・母子保健事業 「こんにちは赤ちゃん訪問(乳児全戸訪問)」 産婦・乳児を訪問し、出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待の早期発見と未然防止につなげる。	令和7年度519件(内、委託83件)実施。 他市町村の依頼によりあま市に里帰りしている市外在住の母子について、15件実施。	A	「こんにちは赤ちゃん訪問(乳児全戸訪問)」産婦・乳児を訪問し、出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待の早期発見と未然防止につなげる。	353	健康推進課
	妊婦とその夫を対象としたマタニティ教室の開催	159	母子保健事業 妊婦とその夫を対象としたマタニティ教室を開催する。	パパママ教室 年12回 152名参加 パパママ歯科健診 年12回 54名参加	A	母子保健事業 妊婦とその夫を対象としたマタニティ教室を開催する。	474	健康推進課
	一般不妊治療費の助成	160	一般不妊治療費助成事業	41名に治療費の助成をした。	A	一般不妊治療を行った対象者に治療費を助成する。	1,010	健康推進課

【達成度評価】

A 8割以上

B 4～7割

C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標3 誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
施策③⑨ 母子保健事業の充実	妊娠・子育てつなぐサポート事業の実施	161	利用者支援事業(こども家庭センター型) 要支援検討会の開催、産後ケア事業、産前産後サポート事業	要支援検討会 年14回開催した。 産後ケア事業延べ27名、産前産後サポート事業は4名利用。	A	要支援検討会を年間14回開催。 母子健康手帳交付時の面談の様子から要支援妊婦かどうか判断し、必要時は支援プランを立案、担当者と情報共有を行う。 産後ケア事業、産前産後サポート事業は随時対応し、事業利用後の評価を行う。今年度から産後ケアについては訪問型も開始する。	8,100	健康推進課
	子育てコンシェルジュ事業の実施	162	・子育てコンシェルジュ事業 妊娠期・子育て期における様々な悩みについての相談を受けて、適切な子育て支援サービスへの情報提供、助言等を専門に行う子育てコンシェルジュを配置する。	妊娠期・子育て期における様々な悩みについての相談を受けて、適切な子育て支援サービスへの情報提供、助言等を専門に行う子育てコンシェルジュを配置した。	A	妊娠期・子育て期における様々な悩みについての相談を受けて、適切な子育て支援サービスへの情報提供、助言等を専門に行う子育てコンシェルジュを配置する。	13,170	保育課
施策④⑩ 学校等との連携による思春期保健の推進	子どもたちの年齢に応じた保健学習、健康学習の実施	163	・児童生徒の発達段階に合わせた性に関する指導 保健学習を通して、年齢に応じた「生命の授業」を開催した。	保健学習を通して、年齢に応じた「生命の授業」を開催した。	A	保健学習を通して、年齢に応じた「生命の授業」を開催する。	—	学校教育課
	学校保健委員会等で適切な性教育や思春期教育の実施	164	学校等と連携して思春期教育を実施する。	学校保健委員会等に出席し、児童生徒の健康課題について情報と課題を共有した。 学校保健委員会 3回	A	学校保健委員会等に出席し、児童生徒の健康課題について情報と課題を共有する。	0	健康推進課
	性教育や思春期教育に関する啓発物の設置	165	性教育や思春期教育に関する啓発物を市の公共施設に設置する。	性教育や思春期教育に関するパンフレットや書籍を人権推進課窓口を設置した。	A	性教育や思春期教育に関するパンフレットや書籍を人権推進課窓口を設置する。	—	人権推進課

【達成度評価】

A 8割以上

B 4～7割

C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標3 誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
施策④ 女性の生涯にわたる健康づくりへの支援	節目対象者における子宮がん、乳がんの無料検診の実施	166	・がん検診事業 子宮がん、乳がんの無料検診の実施	・21歳の女性に子宮がん、41歳に女性に乳がんの無料クーポン券、がん検診手帳を配布し受診勧奨。 ・子宮がん検診 34人 ・乳がん検診 88人	A	・21歳の女性に子宮がん、41歳に女性に乳がんの無料クーポン券を配布し受診勧奨。	1,035	健康推進課
	妊娠期の子宮がん検診費用の助成	167	母子健康手帳交付時に子宮頸がん受診票の配布	母子健康手帳交付時に557名、転入妊婦1名に対して子宮頸がん受診票の配布した。	A	母子健康手帳交付時に子宮頸がん受診票の配布する。	1,802	健康推進課
	健康教室等で、年齢に応じた健康教育の実施	168	65歳以上を対象とした健康教室 ワクワクからだ教室 はつらつクラブ	ワクワクからだ教室:3か所1回/月 計36回 764人	A	ワクワクからだ教室は、健康推進課健康増進事業として継続(年齢対象:40歳以上)	252	健康推進課 高齢福祉課
	健診の結果説明会で、年齢に応じた説明を実施	169	・随時の健康相談、栄養相談、歯科相談 各種相談を受けた際、年齢に応じたアドバイスをする。	健康相談:289人 栄養相談:7人 歯科相談:2人	A	・定期の健康相談 ・随時の健康相談、栄養相談、歯科相談 各種相談を受けた際、年齢に応じたアドバイスをする。健康相談は、健康推進課健康増進事業として継続(年齢対象:40歳以上)	73	健康推進課
	女性のライフステージに応じた健康に関する啓発物の設置	170	女性のライフステージに応じた健康に関する啓発物を市の公共施設に設置する。	女性のライフステージに応じた健康に関するパンフレット等を市の公共施設に設置した。	A	女性のライフステージに応じた健康に関するパンフレット等を市の公共施設に設置する。	-	人権推進課

【達成度評価】

A 8割以上

B 4～7割

C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標3 誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
基本方針11 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進								
施策④② 防災分野における男女共同参画の推進	市の防災会議への女性の登用	171	防災分野において、男女のニーズの違いなど、男女の視点に配慮した防災活動を進める。防災会議で災害時における女性目線での意見を求める。	防災会議を令和8年2月19日に開催した。	A	防災会議を令和9年2月中旬に開催予定。	—	危機管理課
	ジェンダーの視点による災害対策強化のための啓発、連携体制の推進	172	ジェンダーの視点による災害対策強化のための啓発や、連携体制をつくる。	・「相互支援ネット」(災害時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク)で情報共有した。 ・男女共同参画週間パネル展 開催日 令和7年6月23日(月)～6月27日(金) 場 所 市役所1階市民活動スペース 内 容 男女共同参画のキボン-政治編- ・男女共同参画職員研修 開催日 令和7年9月4日(木) 内 容 男女共同参画と防災	A	・「相互支援ネット」(災害時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク)で情報共有する。 ・男女共同参画週間パネル展 開催日 令和8年6月23日(火)～6月29日(月) 場 所 市役所1階市民活動スペース 内 容 Quizふえている? 男の育児・介護	—	人権推進課

【達成度評価】

A 8割以上

B 4～7割

C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標4 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり(あま市DV防止基本計画)

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
基本方針12 暴力の根絶に向けた意識啓発								
施策④③ 暴力防止に関する啓発・情報提供の推進	暴力防止に関するパンフレットの配布	173	国、県等からのDV防止に関するパンフレット等を小中学校や公共施設に設置し周知啓発を行う。	暴力防止に関する啓発物品やパンフレットを街頭啓発活動等で配布した。	A	暴力防止に関するパンフレット等を小中学校や公共施設に設置し周知啓発を実施する。	—	子ども福祉課
	DV相談の窓口等、相談機関の情報提供	174	市広報紙や市公式ウェブサイトにおいて相談窓口等を掲載し周知を図る。	作成したDVの相談チラシを女性トイレ等に配置した。	A	市広報紙、市公式ウェブサイトにおいて相談窓口等を掲載し周知を図る。	—	子ども福祉課
	DV防止の啓発資料の配布	175	DV防止の啓発資料を市公共施設に配置する。	DV防止の啓発資料を市公共施設に配置した。	A	DV防止の啓発資料を市公共施設に配置する。	—	人権推進課
	女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)について広報に掲載し、パネル展及び市施設のパープルライトアップを実施	176	女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)について広報に掲載し、パネル展及び市施設のパープルライトアップを実施する。	・女性に対する暴力をなくす運動期間 広報掲載 ・女性に対する暴力をなくす運動期間パネル展 開催日 令和7年11月12日(水)～11月25日(火) 場 所 市役所1階市民活動スペース 内 容 「まさか私も？女性の貧困」 ・市施設のパープル・ライトアップ 開催日 令和7年11月12日(水)～11月25日(火) 場 所 市庁舎及びリバーサイドガーデン	A	・女性に対する暴力をなくす運動期間 広報掲載 ・女性に対する暴力をなくす運動期間パネル展 開催日 令和8年11月12日(木)から11月25日(水) 場 所 市役所1階市民活動スペース 内 容 「まさか私も？女性の貧困」 ・市施設のパープル・ライトアップ 開催日 令和8年11月12日(木)から11月25日(水) 場 所 市庁舎及びリバーサイドガーデン	—	人権推進課
	広報を用いて相談の案内	177	広報で巡回労働相談の情報を提供する。	広報で巡回労働相談の情報提供(毎月)を行った。	A	広報で巡回労働相談の情報提供(毎月)を行う。	0	商工観光課
	市公式ウェブサイトを通じた情報提供	178	広報で巡回労働相談の情報を提供する。	広報で巡回労働相談の情報提供(毎月)を行った。	A	広報で巡回労働相談の情報提供(毎月)を行う。	0	商工観光課
	巡回労働相談の実施、情報提供	179	県と連携して巡回労働相談を実施する。また、市公式ウェブサイト、広報で巡回労働相談の情報提供をする	巡回労働相談(月1回)を実施した。 本庁舎	A	巡回労働相談(月1回)を実施する。	0	商工観光課

【達成度評価】

A 8割以上

B 4～7割

C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標4 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり(あま市DV防止基本計画)

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
基本方針13 犯罪防止に配慮した環境整備								
施策④④ 地域における防犯対策の推進	おはこんあいさつ運動の推進	180	住民が互いに積極的なあいさつを交わすことで、犯罪者を寄せ付けない地域づくりを推進する。 「あいさつ運動実施中」のプレート等を掲出して、犯罪を起こそうとする者に声を掛けられたら困ると思わせ、寄せ付けないようにすることや、市民の連帯感の醸成と防犯意識の向上を目指す。	防犯教室やサロン及び窓口で「あいさつ運動実施中」のプレートを配布した。	A	防犯教室やサロン及び窓口で「あいさつ運動実施中」のプレートを配布する。	50	危機管理課
	防犯啓発プレートの配布	181	防犯啓発プレート等を掲出して、犯罪者を寄せ付けないようにすることや、市民の連帯感の醸成と防犯意識の向上を目指す。	防犯教室やサロン及び窓口で防犯啓発プレートを配布した。	A	防犯教室やサロン及び窓口で防犯啓発プレートを配布する。	50	危機管理課
	自転車防犯パトロールの推進	182	防犯パトロール実施中プレートを市民の自転車に掲げて日常からパトロールしてもらうことにより、犯罪をしようとする者を寄せ付けないようにし、市民の防犯意識の向上に役立てる。	防犯教室やサロン及び窓口で「自転車防犯パトロール」プレートを配布した。	A	防犯教室や商業施設に出向いで自転車利用者に「自転車防犯パトロール」プレートを配布する。	50	危機管理課
	青色防犯パトロール団体の活動促進	183	青色防犯パトロール団体を設置することにより、定期的に市内を巡回し、住民の皆様に安心感を与え、犯罪抑止効果や防犯意識の向上に繋げる。 青色防犯パトロール団体への活動支援や、警察との合同出発式を行う。	青色防犯パトロール団体を対象に、パトロールを適切に行っていただくための青色防犯パトロール講習を実施した。	A	青色防犯パトロール団体を対象にした講習会を実施する。	—	危機管理課
	地域防犯灯の設置支援	184	防犯を目的とした電灯を設置する区及び自治会に対して防犯灯設置費補助金を交付し、防犯灯の設置を促す。	防犯目的として区に対して防犯灯設置費用を補助した。計178灯	A	夜間における市民の安全及び犯罪被害の未然防止を図るために防犯灯設置費補助事業実施する。	3,500	危機管理課
	広報、市公式ウェブサイト、街頭啓発等による情報提供や啓発活動	185	市民の防犯意識を高め、犯罪抑止するため、最新の犯罪情報及び手口などの情報提供や啓発活動を広報、市公式ウェブサイト、街頭啓発等により行う。	防犯団体を対象とした、犯罪手口や犯罪防止に関する講義を実施し、防犯意識を高めることができた。また、広報やメール等で犯罪情報を提供した。	A	広報、市公式ウェブサイトの内容を充実させ、不審者情報や最新の犯罪情報をメール等で配信していく。	—	危機管理課
	公用車による青色防犯パトロールの実施	186	職員が公用車で市内を走行する際に、青色回転灯を作動させ、犯罪防止と不審者を寄せ付けないまちづくりに寄与する。	職員に青色回転灯を装着する公用車で市内移動の際、青色回転灯を点灯させ防犯パトロール及び地域安全周知を実施した。	A	職員を対象にした青色回転灯防犯パトロール講習会を実施する。	—	危機管理課
	防犯カメラの設置	187	簡易式防犯カメラ及び防犯カメラ推進地区プレートを地区内に設置し地区ぐるみで防犯に取り組んでいることをアピールする。犯罪の抑止と地域住民の防犯意識の高揚を図る。	あま市内美和地区3台、甚目寺地区1台、七宝地区1台を設置した。	A	あま市内美和地区2台、甚目寺地区1、七宝地区2台を設置する。	800	危機管理課

【達成度評価】

A 8割以上

B 4～7割

C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標4 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり(あま市DV防止基本計画)

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
基本方針14 被害者の実情に応じた切れ目のない支援体制の充実								
施策④⑤ 相談・支援体制の充実と周知	DV被害者の安全確保と一時保護の実施	188	DV担当者を配置し、被害者の相談、保護及び自立に向けての支援を行う。	面接相談 案件数24件、延件数162件 電話相談 11件 一時保護 4件	A	引き続き相談者の状況に応じた相談支援を実施する。	—	子ども福祉課
	窓口のワンストップ化の推進	189	DV相談窓口及び手続きのワンストップ化を図るため相談室を別室に設置し、家庭児童相談員及び母子・父子自立支援員を配置する。	設置した相談室で女性相談員及び母子・父子自立支援員による相談を実施のうえ、各課、関係機関との連携を図った。	A	引き続き女性相談員及び母子・父子自立支援員による相談を実施し、各課・関係機関との連携を図る。	16,314	子ども福祉課
	相談員の資質向上	190	研修等に積極的に参加し、相談員の知見・資質向上を図る。	研修名:西尾張家庭相談員研修会、愛知県家庭相談員研修会、市町村女性問題相談員実務研修、尾張ブロック女性相談員研修会、女性問題相談員ネットワーク研修等に参加した。	A	研修等に積極的に参加し、相談員の知見・資質向上を図る。	—	子ども福祉課
	DVや虐待に関する相談機関の情報提供	191	市広報紙や市公式ウェブサイトに相談窓口等を掲載し周知を図る。	毎月広報・市公式ウェブサイトで、児童生徒の教育等に関する相談の案内について情報提供した。	A	市広報、市公式ウェブサイトに相談窓口等を掲載し周知を図る。	—	子ども福祉課
	住民基本台帳の閲覧等に関する取扱いの周知徹底	192	・あま市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の周知 住民票等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害を防止するため、本人以外の第三者に証明書を交付するとき、事前登録者へ交付する証明書の種別等を通知する。	制度の周知を図るため、1月のはたちの式にてチラシ配布、広報6、8、12月号に掲載。ウェブサイトには常時掲載し、申込書もダウンロードできる。	B	制度の周知を図るため、1月のはたちの式にてチラシ配布、広報6、8、12月号に掲載。ウェブサイトには常時掲載し、申込書もダウンロードできるようにする。	—	市民課
	毎月の広報及び市公式ウェブサイトに高齢者のDVや虐待に関する相談窓口を掲載	193	毎月の広報及び市公式ウェブサイトに高齢者のDVや虐待に関する相談窓口を掲載し、情報提供する。	毎月の広報、市公式ウェブサイトで相談の案内・情報提供を行った。	A	毎月の広報、市公式ウェブサイトで相談の案内・情報提供を行う。	—	高齢福祉課
	あま市虐待等防止ネットワーク協議会や実務者会議の開催を通じた各課、各機関との連携	194	あま市虐待等防止ネットワーク協議会や実務者会議を開催し、各課、各機関との連携を図る。緊急対応が必要な事例や複雑な事例の場合は各関係機関が対応する。	・虐待等防止ネットワーク協議会の開催 令和8年2月3日 ・虐待等防止ネットワーク協議会実務者会議の開催 虐待等防止ネットワーク協議会実務者会議 4月14日、6月9日、8月12日、10月14日、12月8日、令和8年2月9日	A	虐待等防止ネットワーク協議会や実務者会議を開催し各機関との連携を図る。	567	高齢福祉課
	広報市公式ウェブサイトで、障がいのある人の相談窓口を周知	195	広報紙で虐待相談・通報窓口の周知を行い、相談体制を整備する。	毎月、広報に掲載した。	A	引き続き毎月、広報に掲載する。	—	障がい福祉課

【達成度評価】

A 8割以上

B 4～7割

C 3割以下

【予算】

当該事業に係る額が特定できない場合…「-」

基本目標4 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり(あま市DV防止基本計画)

基本方針	事業名	事業番号	施策概要	令和7年度の実施状況	達成度評価	令和8年度の実施計画	予算 (単位:千円)	担当課
施策④⑤ 相談・支援体制の充実と周知	DVや虐待に関するリーフレットやポスターの掲示	196	リーフレットや広報紙、市公式ウェブサイトで相談窓口等の情報を提供する。	1歳6か月健診及び3歳児健診においてマルトリートメントのリーフレットを配布した。健診アンケートの虐待項目に該当者に対しては相談・助言当の対応をし、相談窓口等の情報提供を行った。	A	R8年度3～4か月児健診、1歳6か月健診及び3歳児健診においてマルトリートメントのリーフレットを配布し、健診アンケートの虐待項目の該当者については相談・助言、相談窓口等の情報提供を行う。	52	健康推進課
	こんにちは赤ちゃん訪問(乳児全戸訪問)の実施	197	・母子保健事業 出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待予防の早期発見と未然防止につなげるため、こんにちは赤ちゃん訪問(乳児全戸訪問)を実施する。	令和7年度519件(内、委託83件)実施。 他市町村の依頼によりあま市に里帰りしている市外在住の母子について、15件実施。	A	出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待予防の早期発見と未然防止につなげるため、こんにちは赤ちゃん訪問(乳児全戸訪問)を実施する。	353	健康推進課
	妊娠・子育てつなぐサポート事業としての要支援検討会の開催	198	・利用者支援事業(こども家庭センター型) 妊娠・出産期に支援の必要な方に対し、支援プランを作成。そのプランをもとに要支援検討会を開催し、妊娠中からの継続支援を実施する。	母子健康手帳交付時の面談の様子や、収集した情報を元に必要時は支援プランを立案し担当者と情報共有をした。そのプランを元に要支援検討会 年14回開催した。	A	母子健康手帳交付時の面談の様子や、収集した情報を元に必要時は支援プランを立案し担当者と情報共有をする。要支援検討会 年14回開催。必要時、プラン変更しながら継続的な支援を行っていく。	5,036	健康推進課
	DVや虐待の早期発見・未然防止を図るため、リーフレット等を児童生徒へ配布	199	他課他部署が作成したリーフレット等の配布依頼があれば配布する。	他課他部署が作成したリーフレット等を配布した。	A	他課他部署が作成したリーフレット等の配布依頼があれば配布	-	学校教育課
	各課、各機関の連携によるDV被害者支援体制の強化	200	あま市虐待等防止ネットワーク協議会や担当者実務者会議を開催し、各機関が連携する。緊急対応が必要な事例や複雑な事例に対しては、各関係機関が迅速に対処する。	・虐待等防止ネットワーク協議会の開催 令和8年2月3日 ・虐待等防止ネットワーク協議会実務者会議の開催 4月14日、6月9日、8月12日、10月14日、12月8日、令和8年2月9日 ・街頭啓発活動の実施 11月12日基目寺地区2か所、11月5日美和地区2か所、11月6日七宝地区2か所 ・高齢者虐待に関する講演会の開催 令和7年10月23日午後2時から 市役所2階D会議室 ・個別ケース検討会議(高齢者)の開催 4月21日、5月27日、6月24日、7月22日、8月26日、9月22日、10月27日、11月25日、12月23日、令和8年1月27日、2月24日、3月24日	A	虐待等防止ネットワーク協議会、担当者会議 虐待等防止ネットワーク協議会(令和9年2月) 実務者会議(年6回)偶数月 虐待に関する講演会(年1回時期未定) 街頭啓発活動(11月) 要保護児童実務者会議 個別ケース検討会議(要保護児童関係、障がい児者関係、高齢者関係)	567	関係各課

数値目標

評価指標	第2次計画策定時	目標値 令和13(2031)年度	中間実績値 令和8(2026)年度
基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革			
【市民意識の変化】 「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思わない」人の割合（「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の合計）	56.4% 令和2(2020)年度	65.0%	63.5% 令和7(2025)年度
【市民意識の変化】 学校教育の場において「男女の地位が平等である」と思う人の割合	61.7% 令和2(2020)年度	71.0%	45.4% 令和7(2025)年度
【市民意識の変化】 地域・職場などにおいて、方針決定の場へ“参画したい”と思う女性の割合（「参画したいと思う」「どちらかといえば参画したいと思う」の合計）	21.4% 令和2(2020)年度	30.0%	23.6% 令和7(2025)年度
基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進(あま市女性活躍推進計画)			
審議会、委員会への女性登用率	27.5% 令和3(2021)年度	30.0%	32.6%
一般行政職主査級担当職以上に占める女性職員の割合	37.3% 令和3(2021)年度	40.0%	42.2%
ファミリー・フレンドリー企業の登録企業数	11社	21社	18社
基本目標3 誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進			
特定健診受診率	42.8% 令和2(2020)年度	56.0%	43.4% 令和6(2024)年度
マタニティ教室の参加率 母親	15.6% 令和2(2020)年度	25.0%	21.4% 令和7(2024)年度
マタニティ教室の参加率 父親	9.7% 令和2(2020)年度	12.0%	15.6% 令和7(2024)年度
消防団員に占める女性の割合	0.3% 令和3(2021)年度	3.0%	4.74%
基本目標4 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり(あま市DV防止基本計画)			
あま市における1年間あたりの犯罪認知件数	414件 令和2(2020)年度	320件以下	648件 令和7(2025)年度
【市民意識の変化】 「これまでに、DVを受けたことがある」と答えた人の割合	11.0% 令和2(2020)年度	10.0%以下	9.5% 令和7(2025)年度
【市民意識の変化】 DV被害者の相談できなかった理由として「誰(どこ)に相談してよいのかわからなかったから」と回答した人の割合	11.1% 令和2(2020)年度	0.00%	21.2% 令和7(2025)年度

地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等への女性の登用状況

NO	委員会等名	令和8年4月1日現在			令和7年4月1日現在		
		委員数 (人)	うち女性委 員数(人)	女性の割合	委員数 (人)	うち女性委 員数(人)	女性の割合
1	教育委員会	6	2	33.3%	6	2	33.3%
2	選挙管理委員会	4	2	50.0%	4	2	50.0%
3	公平委員会	3	0	0.0%	3	0	0.0%
4	監査委員	2	0	0.0%	2	1	50.0%
5	農業委員会	23	3	13.0%	23	2	8.7%
6	固定資産評価審査委員会	3	0	0.0%	3	0	0.0%
合計		41	7	17.1%	41	7	17.1%

<参考>地方自治法(抜粋)

第180条の5(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)

① 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、次の通りである。

- 一 教育委員会
- 二 選挙管理委員会
- 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会
- 四 監査委員

③ 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、次の通りである。

- 一 農業委員会
- 二 固定資産評価審査委員会

地方自治法第202条の3に基づく審議会等への女性の登用状況

NO	審議会等名	設置根拠	令和8年4月1日現在			令和7年4月1日現在		
			委員数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合	委員数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合
1	防災会議(会長含む)	災害対策基本法／あま市防災会議条例	24	4	16.7%	24	4	16.7%
2	民生委員推薦会	民生委員法	14	4	28.6%	14	3	21.4%
3	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法／あま市国民健康保険条例	10	3	30.0%	10	3	30.0%
4	社会教育審議会	社会教育法／あま市社会教育委員条例	12	6	50.0%	12	5	41.7%
5	文化財保護審議会	あま市文化財保護条例	7	1	14.3%	7	1	14.3%
6	都市計画審議会	都市計画法／あま市都市計画審議会条例	13	1	7.7%	13	1	7.7%
7	市町村国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律／あま市国民保護協議会条例	24	4	16.7%	24	4	16.7%
8	子ども・子育て会議	子ども・子育て会議条例	16	8	50.0%	16	8	50.0%
9	地域公共交通会議	あま市地域公共交通会議条例	—	—	—	22	4	18.2%
10	児童館運営委員会	あま市児童館条例	11	6	54.5%	11	5	45.5%
11	学校給食センター運営委員会	あま市学校給食センター条例	15	5	33.3%	15	8	53.3%
12	総合計画審議会	あま市総合計画審議会条例						
13	情報公開・個人情報保護審議会	あま市情報公開・個人情報保護審議会条例	5	1	20.0%	5	1	20.0%
14	男女共同参画審議会	あま市男女共同参画推進条例	10	8	80.0%	10	8	80.0%
15	行政改革推進委員会	あま市行政改革推進委員会条例	11	5	45.5%	11	5	45.5%
16	いじめ問題対策連絡協議会	あま市いじめ問題対策連絡協議会等条例	9	3	33.3%	9	3	33.3%
17	まちづくり委員会	あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例	—	—	—	16	9	56.3%
18	行政不服審査会	あま市行政不服審査法施行条例	3	2	66.7%	3	2	66.7%
19	空家等対策協議会	あま市空家等対策協議会条例	12	3	25.0%	13	3	23.1%
20	歯と口腔保健推進協議会	あま市歯と口腔の健康づくり推進条例	10	4	40.0%	10	4	40.0%
21	保健対策推進協議会	あま市保健センター条例	11	3	27.3%	11	3	27.3%
22	人権施策推進審議会	あま市人権尊重のまちづくり条例	9	3	33.3%	9	2	22.2%
23	人権ふれあいセンター運営審議会	あま市人権ふれあいセンター条例	7	3	42.9%	7	3	42.9%
24	老人福祉センター運営委員会	あま市甚目寺老人福祉センター条例	6	2	33.3%	7	2	28.6%
25	公正職務審査会	あま市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例	3	0	0.0%	3	0	0.0%
合計			242	79	32.6%	282	91	32.3%

＜参考＞地方自治法(抜粋)
第202条の3(附属機関の事務等)
① 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

※法令または条例に基づき設置されている付属機関（委員会、審議会、協議会、調査会等）が対象です。ただし、広域圏で設置しているものや、要綱等に基づき設置されているものは含みません。

市役所職員の女性管理職の状況

(各年4月1日現在)

	管理職総数(人)	うち女性 管理職数(人)	女性比率(%)	うち一般行政職		
				管理職総数(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)
令和8年	83	19	22.9	83	19	22.9
令和7年	91	20	22.0	91	20	22.0
令和6年	93	19	20.4	93	19	20.4
令和5年	93	18	19.4	93	18	19.4
令和4年	87	17	19.5	87	17	19.5

※管理職とは、課長及びこれに相当する職以上とします。出先機関の課長なども含みます。

一般行政職主査級担当職以上に占める女性職員の割合

(各年4月1日現在)

	総数(人)	うち女性職員数 (人)	女性比率(%)
令和8年	370	156	42.2
令和7年	358	154	43.0
令和6年	363	150	41.3
令和5年	350	138	39.4
令和4年	343	131	38.2

R8.4.1正規職員数（保育士含む、再任用含まず）

男：276人

女：288人

計：564人

※主査級担当職以上に占める女性職員比率の目標数値を令和13年度までに40.0%としています。